

小山町環境基本計画

令和4年度 年次報告書



静岡県
小山町

〈 目 次 〉

第1章 小山町環境基本計画の基本的事項	… 1
1. 計画策定の趣旨及び中間見直しの趣旨	… 1
2. 計画の役割	… 2
3. 計画の位置づけ	… 3
4. 計画の期間・目標年次	… 3
第2章 小山町を取りまく環境のすがた	… 4
1. 小山町の環境を特徴づけるもの	… 4
2. 小山町の環境の現状	… 6
第3章 環境行政の概要	… 33
1. 環境行政の機構	… 33
2. くらし環境課くらし環境班（環境関連）の主な仕事	… 33
3. 環境行政系統図	… 34
第4章 基本理念がめざす環境のすがた	… 35
1. めざす環境像	… 35
2. めざす環境像の関わり	… 36
3. めざす環境像を実現するための取り組み体系	… 37
4. 中間見直し時点での進捗状況	… 38
第5章 めざす環境像を実現するための取り組み	… 39
1. 豊かな自然と快適な生活空間	… 39
2. きれいな水と空気、安全な生活環境	… 54
3. 循環型の社会	… 61
4. 自ら学び・考え・行動する町民	… 68
付録 環境用語解説	… 71

第1章 小山町環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨及び中間見直しの趣旨

本計画は、小山町環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、同条例第8条で定める「町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。」の規定に基づき策定するものです。

環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者及び滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう各主体の役割を体系化しました。各主体が相互に連携を図りながらめざす環境像の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

本計画の期間は、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までの10年間としていますが、5年が経過した平成30年度に、施策の達成状況や新たな環境変化を踏まえ中間見直しを行いました。

小山町環境基本条例に定める基本理念(第3条抜粋)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しみ、ともに、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

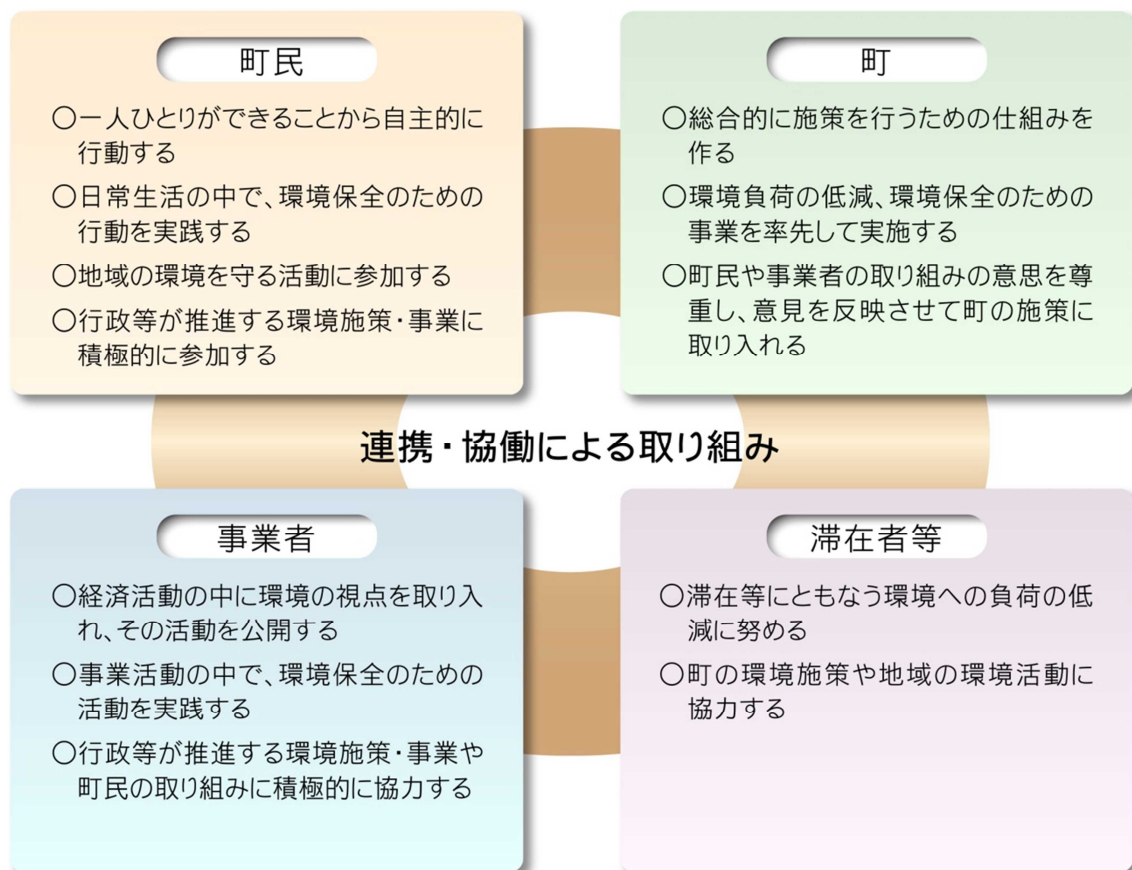
2 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2. 計画の役割

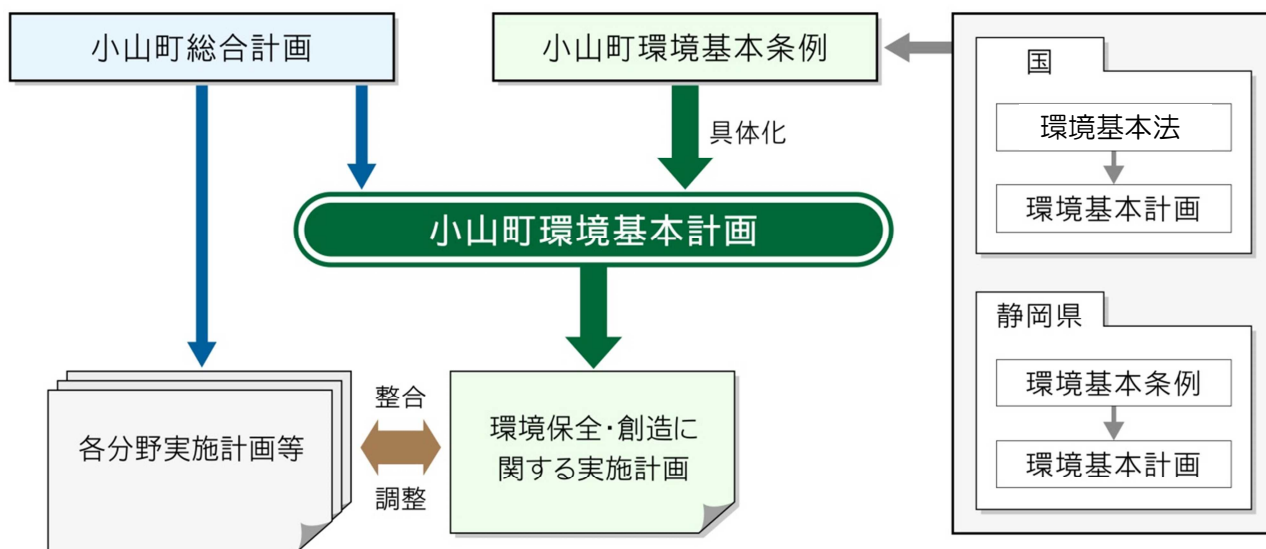
環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者及び滞在者等の理解と協力が何より大切です。各主体の方々には、下記のような役割を担っていただけることを期待しています。そして、各主体が互いに連携し、協働する新たな力が芽生えてくることを願っています。



3. 計画の位置づけ

小山町の総合計画を最上位とする様々な個別計画は、小山町環境基本条例の基本理念を踏まえ実施されることになります。

本計画は、同条例がめざす小山町の環境を保全し創造するための長期計画として位置づけられます。



4. 計画の期間・目標年次

本計画の期間は、平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までの10年間とします。計画の中に掲げる施策の達成目標は様々ですが、毎年進捗状況を確認するとともに、新たな環境の変化を踏まえ、5年経過した平成30年度に中間見直しを行いました。

第2章 小山町を取りまく環境のすがた

1. 小山町の特徴づけるもの

1-1 富士山

(1) 雄大な山岳景観

小山町の北西にそびえる富士山は、日本最高峰（標高 3,776m）であり、その優美な風貌は日本国内のみならず国外でも日本の象徴として広く知られています。その美しい山容から数多くの芸術作品の題材とされ、芸術面でも大きな影響を与えて来ました。

富士山は、古富士火山の上に新富士の噴火により流出した火山泥流がゆっくりと積み重なり、なだらかな美しい稜線を形成しています。小山町は、この富士山の麓の集落や田園が連なる風光明媚なところです。

また、小山町の山岳を代表する富士山は、平成 25 年 6 月 26 日には、カンボジアの首都プノンペンで開催された第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産として登録され、併せて富士浅間神社と須走口登山道を含む五合目以上の富士山域が構成資産として登録されました。私たちは、構成資産はもとより、これらを取り巻く自然環境や景観の保全と管理にいっそう努めていかなければなりません。

(2) 独特な高山環境

日本の最高峰である富士山は、国内の他の高山に比較すると植生に乏しくなっています。これは、最終氷期が終了した後に大規模な噴火が繰り返され、山の生態系が破壊されたことと、独立峰であるために他の山系からの植物の進入が遅れたためです。しかし、固有の植物をはじめブナ、イタヤカエデなどの広葉樹やシラビソ、ツガなどの針葉樹で構成される豊かな森林も見ることが出来ます。



1-2 水

(1) 清らかで豊富な湧水

小山町は特に湧水が豊富であり、清流を保ちながら集落を流れ、須川、佐野川や野沢川を経て、町の中心部を流れる鮎沢川に合流し、神奈川県酒匂川に注いでいます。これらの河川の上流部では、ヤマメやアマゴが生息するなど清らかな水質が保たれています。そして、豊富な湧水を利用し、わさびや水かけ菜の栽培やニジマスの養殖などの特徴的な産業が営まれています。

また、昔から生活用水として利用されるとともに、人々の心に大きな潤いと安らぎをもたらしてきました。

(2) 用水

小山町の隅々まで水が行き渡るように張り巡らされた用水は、いわば血管のようなものです。湧水と合わせて、小山町をめぐる水は、町の環境を特徴づける重要な要素といえます。

(3) 川の水が集まる場所

富士山から丹沢山地の西域に降った雨は、佐野川、須川、上野川、奥の沢川、湯船川、野沢川、中島川や頓沢川となって町の北側を巡ります。一方、箱根火山北東域に降った雨は金時川、山沢川、地藏堂川、滝沢川や大沢川となり、町の東南側を巡ります。これらの流れは、町の中心を流れる鮎沢川に合流し、一本の川となります。合流点付近は川幅が広く水はゆったりと流れ、人々や生物にとっての安らぎの場所となっています。



(4) 水が育んだ小山町の社会環境

小山町の豊かな水は、明治31年（1898年）9月に建設した小山工場で操業を開始した富士紡績株（現：フジボウ愛媛株）をはじめとし、B-R サーティワンアイスクリーム株富士小山工場、株リンガーハット富士小山工場、近年では四国化工機株富士小山食品工場、丸善食品工業株富士小山工場などを育み、また、東京電力株による水力発電のエネルギー源としても利用されています。

1-3 田園景観

多くの人が抱く典型的な小山町のイメージは、富士山を背景とした水田などの農地と、点在する集落で構成された景観です。

集落を巡る用水は、いにしえより日常生活に欠かすことのできない資源として引き継がれてきたものであり、小山町の原風景ともいえる景観です。

1-4 人々が造り上げた小山町の環境

小山町の現在の環境は、いにしえの人々の営みが創り上げてきたものです。

小山町は豊富な湧水に恵まれた稲作に加え、町の各地においてその土地に適したさまざまな生業（製糸、水かけ菜、わさび栽培など）のための水路などが整備され、現在の小山町が創り上げられてきました。

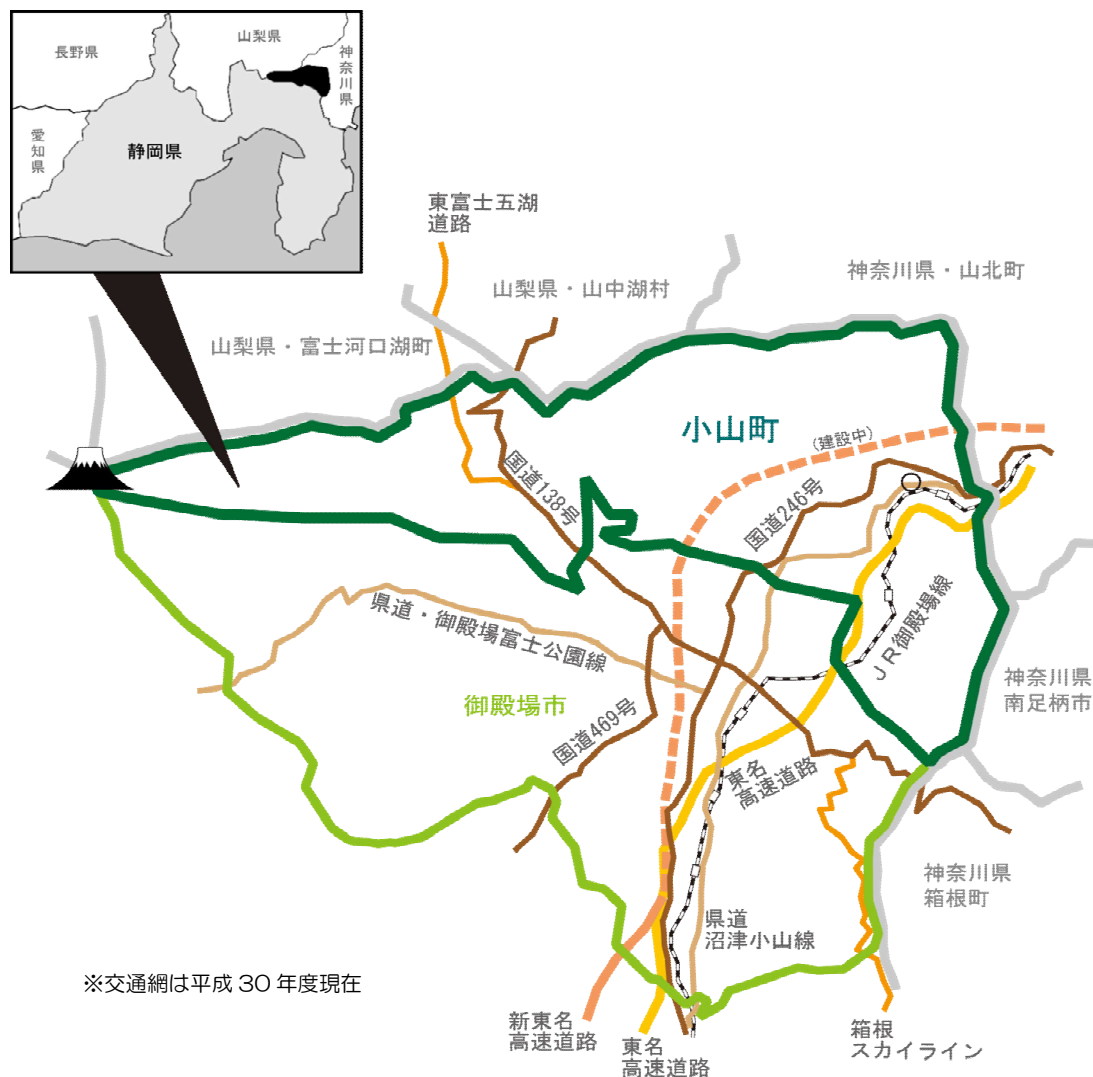
今日の小山町の環境は、人々の創意工夫と努力の結晶といえるでしょう。先人から受け継いだこの環境を、次の世代、さらにその次の世代へと伝えていくことは、私たちの責任であり、使命であるといえます。

2. 小山町の環境の現状

2-1 立地環境

(1) 位置

小山町は静岡県の北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町です。行政区域は、東西 26.04km、南北 13.33km にわたり、全体の面積は 135.74 k㎡ であり、県内では 14 番目に広い町です。（令和 4 年 10 月現在）



※交通網は平成 30 年度現在

位置・面積・標高

項 目	具体的な内容	備 考
位 置	東経 138° 59′ 北緯 35° 21′	役場本庁舎の位置
標 高	266.0m	役場本庁舎の位置
面 積	全 体 135.74k㎡ 小山地区 28.02k㎡ 足柄地区 20.14k㎡ 北郷地区 45.34k㎡ 須走地区 42.24k㎡	標高 266m (本庁) 標高 331m (支所) 標高 442m (支所) 標高 786m (支所)

出典：「小山町の統計 令和 4 年度版」

※面積については、一部境界未定等があり、確定値ではありません。

(2) 人口・世帯数

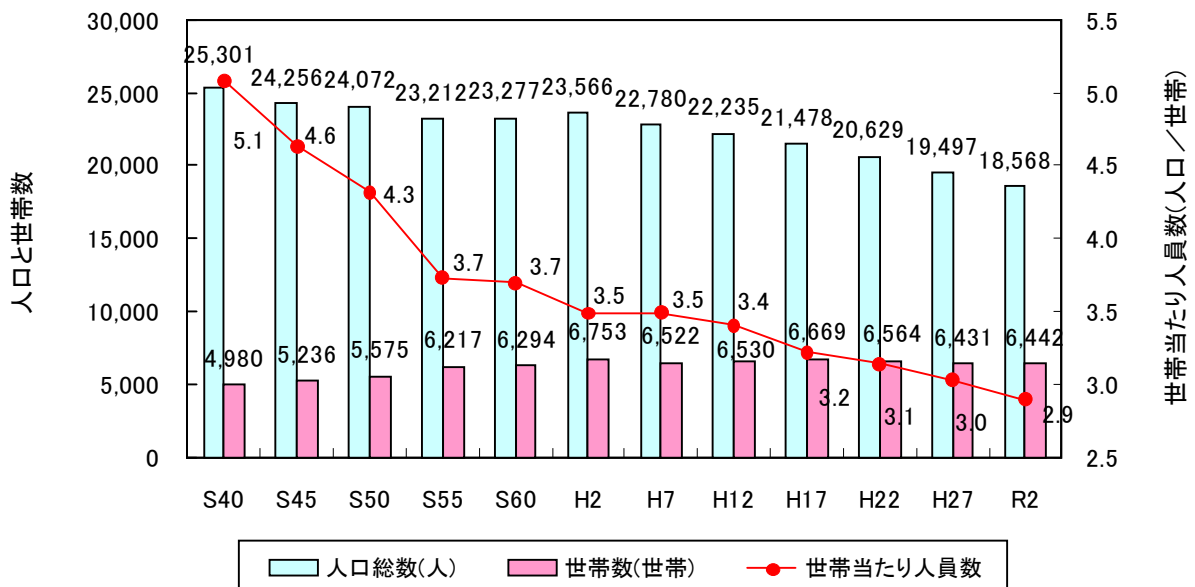
小山町の人口は、令和2年10月1日現在で18,568人、世帯数は6,442世帯です。

町の人口と世帯数の推移は、人口は、昭和40年から減少し、世帯数は増加傾向にあります。

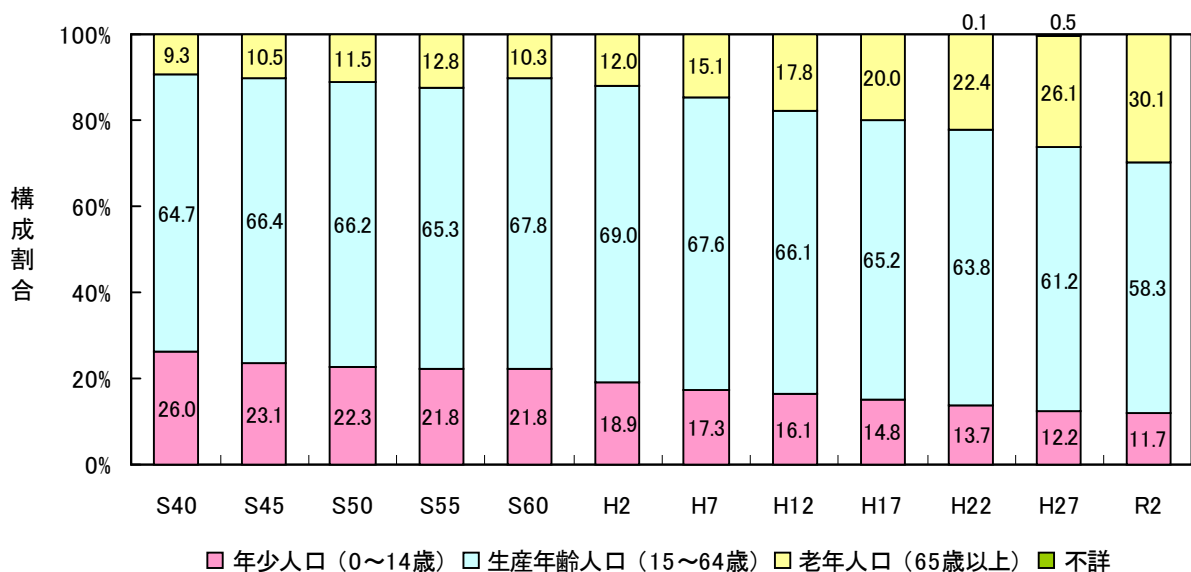
1世帯あたりの人員数は、昭和40年の5.1人から令和2年の2.9人と減少傾向にあり、小家族化・核家族化の傾向がみられます。

年齢3区分別の人口構成割合は、昭和40年は年少人口（0～14歳）26.0%、生産年齢人口（15～64歳）64.7%、高齢者人口（65歳以上）9.3%でしたが、令和2年は年少人口（0～14歳）11.7%、生産年齢人口（15～64歳）58.3%、高齢者人口（65歳以上）30.1%と、少子高齢化の進行が顕著です。

小山町の人口と世帯数の推移



年齢区分別人口構成割合の推移

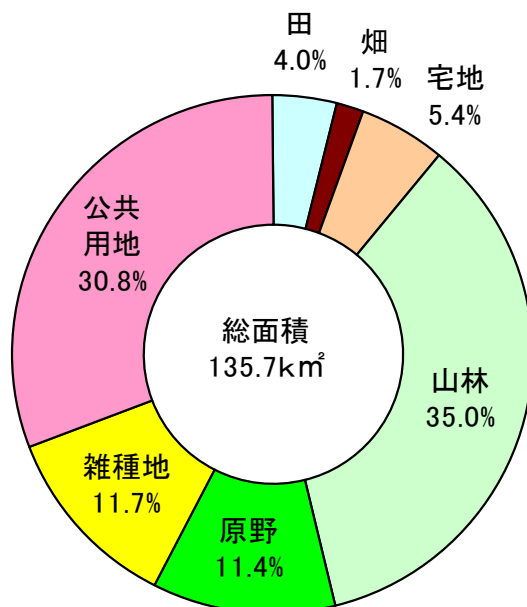


出典：「令和2年国勢調査 静岡県の人口（確定値）」

(3)土地利用

小山町の総面積 135.7 km² (13,574ha) のうち、土地利用の内訳(地目別面積)は、水田 539ha (4.0%)、畑 233ha (1.7%)、宅地 682ha (5.4%)、山林 4,783ha (35.0%)、原野 1,563ha (11.4%)、雑種地 1,586ha (11.7%)、公共用地(国、県、町有地) 4,188ha (30.8%) となっています。(令和3年1月1日現在)

山地部は主に山林として利用されており、スギ・ヒノキなどの植林地が広がっています。



(令和4年1月1日現在)

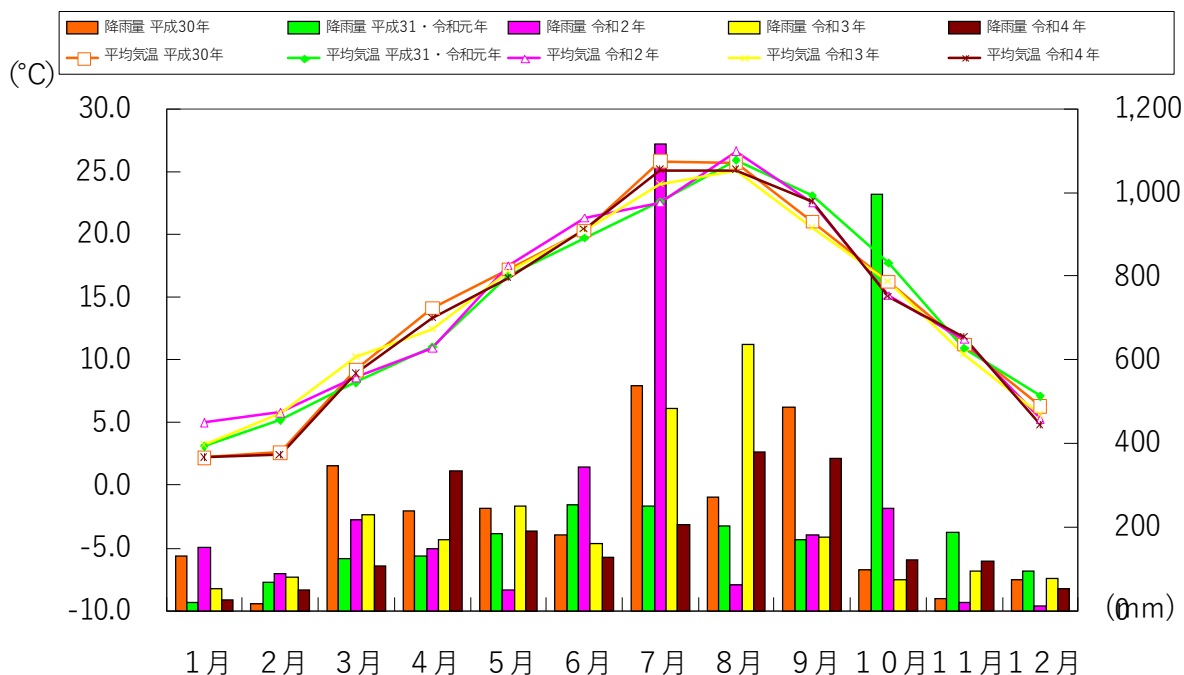
※登記地目のため、実際の地目と異なることがあります。

(4)気象

小山町は標高が高く、過去10年間(H25～R4)の平均気温は14.0℃でした。8月の月平均気温は28.0℃、1月の月平均最低気温は3.1℃で、年較差は24.9℃となっています。

また、過去10年間(H25～R4)の小山消防署での平均年間降雨量は2,374.9mmで、昨年度(H24～R3)より32.2mm減少しています。

小山消防署における平均気温と月降雨量(平成30年～令和4年平均)

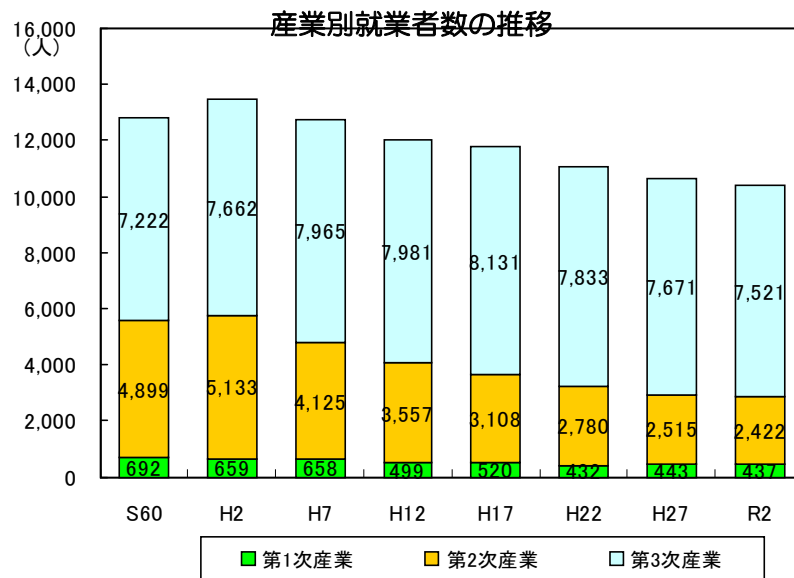


年次	平均気温 (℃)	平均年間降水量 (mm)	8月平均気温 (℃)	1月平均気温 (℃)	年較差
H25～R4 年	14.0	2,374.9	28.0	3.1	24.9
H20～H29 年	13.4	2,276.4	24.8	2.5	22.3

(5)産業

就業者総数 10,418 人（令和 2 年国勢調査）のうち、第 1 次産業（農林水産業）就業者が 447 人、第 2 次産業（鉱工業・建設業）が 2,422 人、第 3 次産業（商業・サービス業など）が 7,521 人となっています。（分類不能は 35 人）

平成 7 年から令和 2 年までの間、第 1 次産業、第 2 次産業とも減少傾向にあります。第 3 次産業は平成 17 年調査以降減少していますが、令和 2 年では就業者総数の約 7 割を占めています。

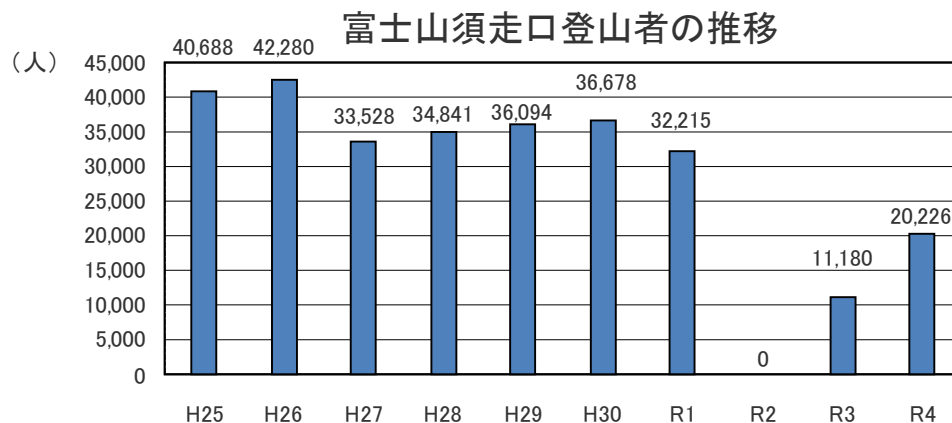


出典：「小山町の統計 令和 4 年度版」

(6)観光

小山町は豊かな自然環境を多くの人々に体験していただくため、観光施策を進めています。現在、富士山、金時山、金太郎や富士箱根トレイルなど観光資源を活かした受け入れ体制の整備や、町の魅力を伝える人材の育成に取り組んでいます。

また、小山町を訪れる人々は、首都圏から 100 km 圏内ということもあり、通過型の観光が主体となっていますが、小山町の豊かな自然環境を存分に知っていただくための滞在型の集客にも力を入れています。



富士山須走口5合5勺の登山カウンターより

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開山しませんでした。

2-2 自然環境

(1) 地形・地質

1) 地形

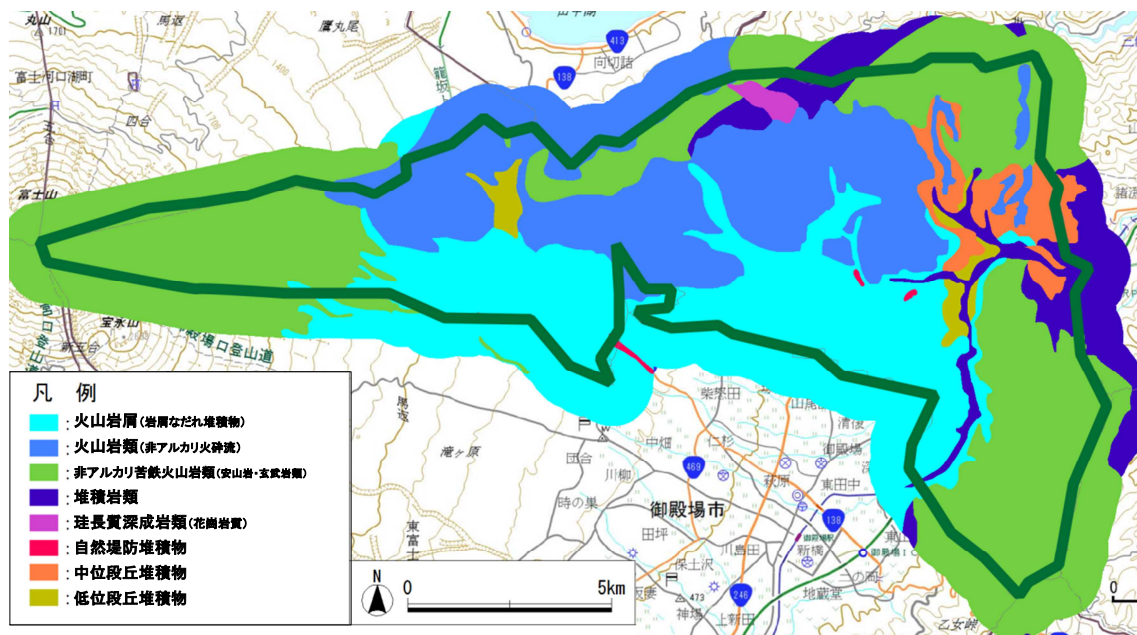
小山町は、富士山の山麓に開けた町です。北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山から北東に連なる丹沢山地と東南は箱根火山・足柄山嶺に取り囲まれた東西に長く伸びた町です。

標高の最高は富士山の3,776mですが、市街地・農耕地はおよそ300mから800mの間にあたる緩傾斜地帯にあります。小山・須走地区の標高差は500mあり、河川の源を富士山東南域・丹沢西域・箱根北東域に降った雨を集めて流れる鮎沢川は、馬伏川、須川、野沢川を合わせて東に流れ、酒匂川となって相模湾に注いでいます。



2) 地質

小山町の東部は金時山の玄武岩質溶岩が主に斜面を構成し、北部の丹沢山地は御坂層群の玄武岩・安山岩質溶岩等からなっています。また、西部は玄武岩質溶岩の覆う富士山本体で、中腹から裾野には火山砕屑物で厚く覆われています。鮎沢川等川沿いには堆積地層もみられます。



参考：産業技術総合研究所地質調査総合センター（編）（2012）
20万分の1日本シームレス地質図データベース(12.7.3 版)

(2) 森林

1) 森林区分

小山町の森林面積は 9,119.07ha で、町の総面積に占める割合は 67.18%となっています。所有別では、国有林が 3,108.99ha、民有林が 6,010.08ha です。民有林のうち、人工林は 3,210.40ha です。人工林では杉、ヒノキなどの針葉樹が多く、天然林は広葉樹が多く生育しています。

現在、林業経営者及び林業従事者の減少により、ほとんどの民有林で林業経営が行われておらず、林家戸数は 331 戸（2020 年世界農林業センサス）となっています。（令和 3 年度静岡県森林・林業統計要覧）

(3) 植物と動物

1) 植生帯と主な動物

小山町の植生は、富士山、丹沢山地、金時山の大きく 3 つに分けられます。

富士山の 500m 以下の丘陵地帯には、カシ、シイなどの林があります。500m から 1,000 m までの山地帯には広大なススキ草原があります。1,500m から 2,500m の亜高山帯には、カラマツ、ダケカンバなどの林が多くあります。根を深く広く張って安定させ、少ない水分を吸収して生きるフジアザミ、オンタデ、メイゲツソウ、ムラサキモメンツルなどは、荒地でも生育できる植物であり、麓から分布域を広げたものが始まりと考えられます。これら先駆植物が生えると地中に栄養物がたまり、砂も根の力で砕かれ他の植物も生えやすい条件となります。この結果、日当たりを好むカラマツやダケカンバなどの木が生え出し、繁みと木陰ができ、シラビソ、コメツガなどが生え、陰樹へと遷移していきます。このようにして、富士山の植物は開拓と乗っ取りを繰り返し上へと発達してきました。

富士山の須走登山道では、亜高山の鳥であるミソサザイやルリビタキ、キクイタダキなどの声を聞くことができます。東富士演習場ではノビタキ、コヨシキリ、セッカなどの草原の鳥がみられます。

明神峠から三国山にかけては、尾根沿いや南斜面にブナ、ミズナラの森が見られ、日本を代表する自然林です。ブナ林にはカエデ類が多く出現することが特徴で、オオモミジ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなどが見られます。最近ではブナの自然林は大変少なくなり、大切な自然の財産として残していくことが重要です。

箱根外輪山の最高峰である金時山には、ブナを主とした夏緑林がよく発達しています。ブナをはじめ、ヤマボウシ、ミズナラ、ヒメシャラ、オオイタヤメイゲツなどが見られ、林床にはウラハグサが多く生育し、ヒメシャガも見られます。

哺乳類は集落周辺の低地ではアカネズミやジネズミ、山地ではニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンノウサギ、キツネなどが生息しています。

2) 生物多様性の確保

小山町は、役場のある標高 266m 辺りから日本最高峰の富士山までの幅広い標高差があり、地域によってそれぞれ異なる地形や地質等が存在しています。多様な環境が育む植物相の豊かさは日本でも有数です。

静岡県では 2018 年に 2027 年までの「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。ここでは、多くの種類の生物がいて、それらが様々な形でつながりあっていることを「生物多様性」といい、単に生物の種類が多いだけでなく、「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」という 3 つの視点で捉え、4 つの基本方針に基づきめざす将来像の実現に向けた取組を行っています。「基本方針 1」は多様な生物の個性とつながりを大切にします。2 は生物多様性を支える

社会をつくる、3は生態系を保全・再生・創出する。4は特徴的な地域の環境を重点的に守っています。

小山町では、「生物多様性地域戦略」の策定には至っていませんが、県の計画に沿って対応していきたいと考えています。

静岡県東部地域の気候帯と植生帯の区分

気候帯	垂直分布帯	相観による植生帯	優占種による植生帯	主な植物
寒 帯	高山帯 2,800m～山頂	高山荒原帯	イワツメクサ～ フジハタザオ帯	オンタデ、イワツメグサ、フ ジハタザオ
亜寒帯	亜高山帯 1600～2800m	針葉樹林帯	コケモモ～ シラビソ帯	シラビソ、コメツガ、トウヒ、 カラマツ、ミヤマハンノキ
温 帯	山地帯 800～1,600m	夏緑広葉樹林帯	ブナ～ ミズナラ帯	ミズナラ、ブナ、カエデ
暖 帯	低地帯 0～800m	照葉樹林帯	シイ～ カシ帯	スダジイ、アラカシ、クスノ キ

資料：静岡県環境学習データバンク 自然観察コース100選ガイド「ふるさと自然東部編」（発行日：昭和62年3月31日）



＜オンタデ＞



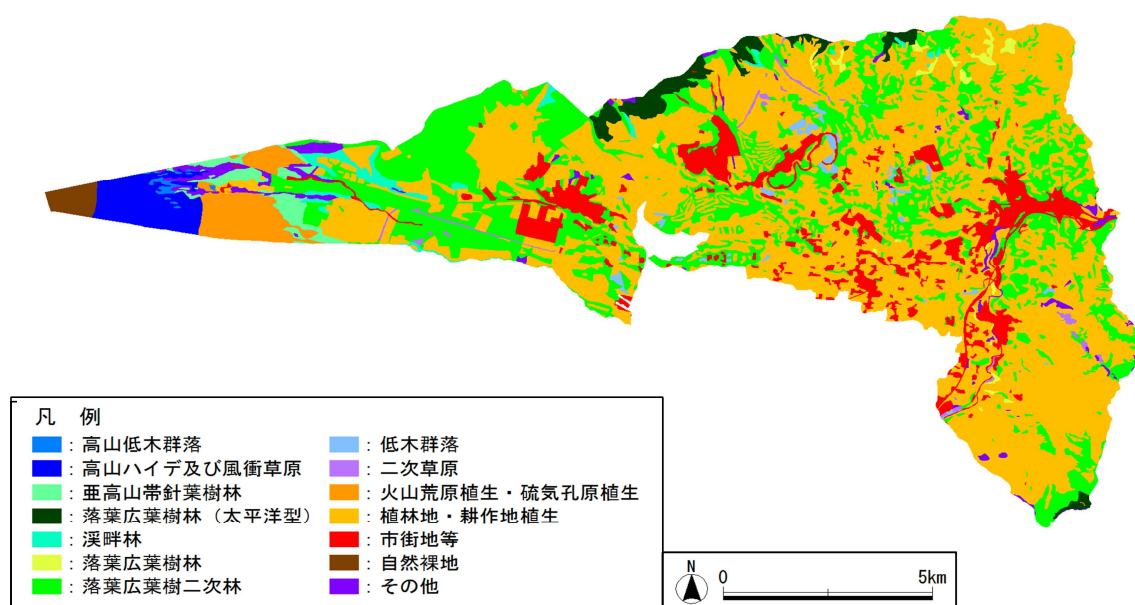
＜フジハタザオ＞



＜イワツメクサ＞

【提供：富士山の森を守るホシガラスの会】

現存植生図



出典：自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局 生物多様性センター
1/25,000 植生図より作成

3) 動植物との関わり

山麓部の集落を中心にニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等による農作物への被害が増加傾向にあります。

このため、小山町では、平成 24 年 7 月に野生鳥獣による農林産物に対する総合的な被害防止対策を適正・円滑に実施するため、協力体制を強固にし、関係団体等の連絡調整を行うことを目的とした「小山町鳥獣被害防止対策協議会」を設置、平成 29 年 12 月には「小山町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、被害状況の把握と被害防止対策に努めています。

(4) 法規制による保護

小山町では富士山と金時山が自然公園法に基づく「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、富士山は標高 2,500m から山頂までは特別保護地区、標高 2,000m から 2,500m までは特別地域に指定されています。金時山も山頂は特別保護地区に、周辺が特別地域に指定されています。

立山から湯船山にかけての三国山は、自然環境保全法に基づき静岡県により「明神峠自然環境保全地域」に指定されており、特別地区と普通地区に指定されています。

また、鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区として「富士山南」「須走」地区が、特別保護地区として富士山南地区が指定されています。



出典：静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図

※背景地図は国土地理院地図を使用

2-3 景観・まちづくり

(1) 景観

1) 景観の特徴

小山町は、北西にそびえる富士山や、水田や集落からなる伝統的な田園景観などを有しており、景観資源に恵まれています。特に富士山、金時山、不老山などの山岳は町内の各所から望むことができ、田園景観と併せて優れた眺望景観を形成しています。

一方で、屋外広告物や電線・電柱などへの景観対策も必要となっています。

2) 景観育成

富士山の世界文化遺産登録がされた小山町では、平成 26 年度に景観行政団体へ移行し、平成 27 年度には町の良好な景観の形成を促進するため、小山町景観計画の策定と小山町景観条例を施行しました。

(2) まちづくり

1) 都市計画

小山町は、富士山の一部を除いた 10,423ha が都市計画区域に指定されています。これは、町域の約 76.6%に該当します。用途地域として指定されているのは、そのうちの 536.5ha(都市計画区域の約 5.1%)で、そのうちの約 77.8%が住居系地域となっています。

土地利用については、富士山の一部を除く町域において都市計画法第 7 条に基づく市街化区域と市街化調整区域の「区域区分（線引き）」による規制が行われています。

2) 歴史・文化遺産

小山町の文化財としては、国指定の特別名勝及び史跡として「富士山」が指定されています。「富士山」は平成 25 年 6 月に文化遺産として世界遺産に登録され、小山町では「須走口登山道」「富士浅間神社」が構成遺産になっています。このほか、国の登録有形文化財として豊門公園内の「豊門会館」などの建造物をはじめ、「森村橋」及び「松村家住宅主屋」が登録されています。

また、静岡県指定文化財として宝鏡寺の「木造地藏菩薩坐像」をはじめ、天然記念物「富士浅間神社のハルニシ」など合計 4 件が指定されています。町指定文化財としては、天然記念物・史跡・建造物・無形民俗文化財など合計 18 件が指定されています。（令和 4 年 3 月 31 日現在）

3) 公園・緑地

現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。

令和 3 年度末現在、小山町での一人当たりの都市公園面積は 6.8㎡ですが、令和 3 年度末の全国都市公園等整備水準は 10.8㎡/人であり、静岡県においては 9.8㎡/人となっています。また、東京 23 区では 3.0㎡/人となっています。

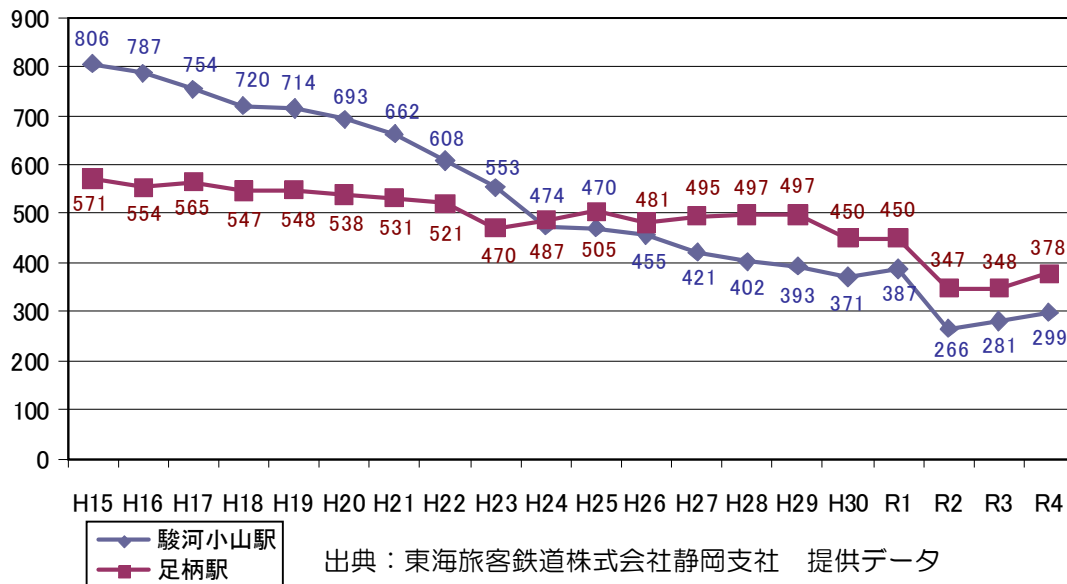
4) 交通環境

鉄道は、沼津と国府津を結ぶＪＲ御殿場線が町の中心市街地を東南に走っています。

町内の駅は、駿河小山駅と足柄駅の２駅で、一日当たりの乗車人員は、駿河小山駅では 299 人、足柄駅では 378 人で、２駅の利用者の合計は 677 人（令和 4 年度）です。

現在ではマイカーの普及と列車の本数が少ないことによる利便性の低さから、両駅とも利用者が減少し、無人駅となっています。令和 4 年度の乗客数は、平成 15 年度に比べると、駿河小山駅は 37%、足柄駅は 66%となっています。また、新型コロナウイルス感染拡大による影響で減少していた乗客数は令和 4 年度、両駅ともに微増しました。

駿河小山駅・足柄駅の乗客数の推移

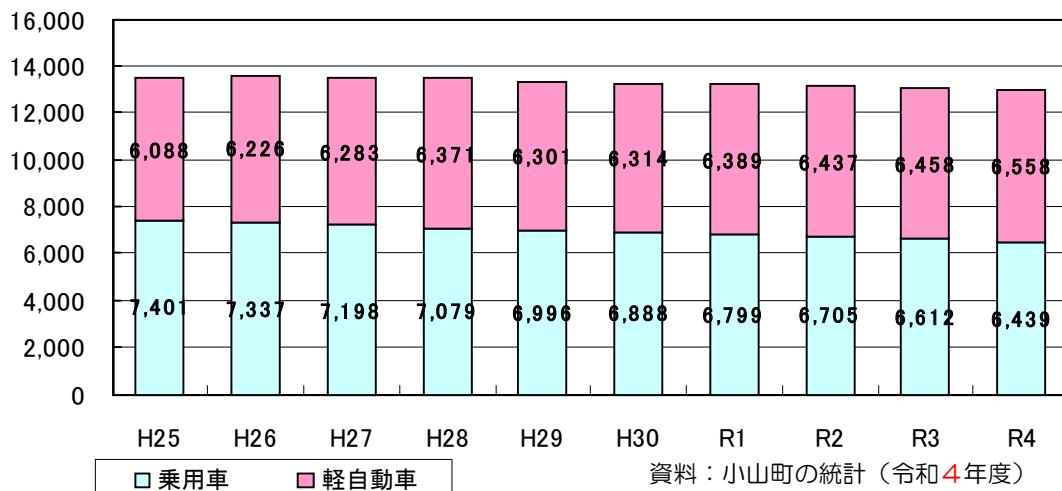


道路は、町の中心部を東南に国道 246 号が通り、須走地区を北東に国道 138 号と東富士五湖道路が通っています。また県道沼津小山線が町の中心部を通っています。それらを主軸として県道（主要地方道及び一般県道）8 路線、町道 1,520 路線が、町内を縦横に走っています。

なお、平成 31 年 3 月には足柄スマートインターチェンジが開通し、また令和 3 年 4 月には国道 138 号須走道路が開通し、令和 9 年度には新東名高速道路の開通が予定されています。

町道の延長は約 457km、改良率は 46.0%、舗装率は 50.4%です。また、歩道等設置道路延長は約 28.8km です。（いずれも令和 5 年 3 月 31 日現在）自動車保有台数は、12,997 台（軽自動車含む、令和 4 年度）で横ばいであり、1 世帯当たりの平均保有台数は約 2 台です。

(台) 自動車保有台数の推移



2-4 農業

(1) 農業

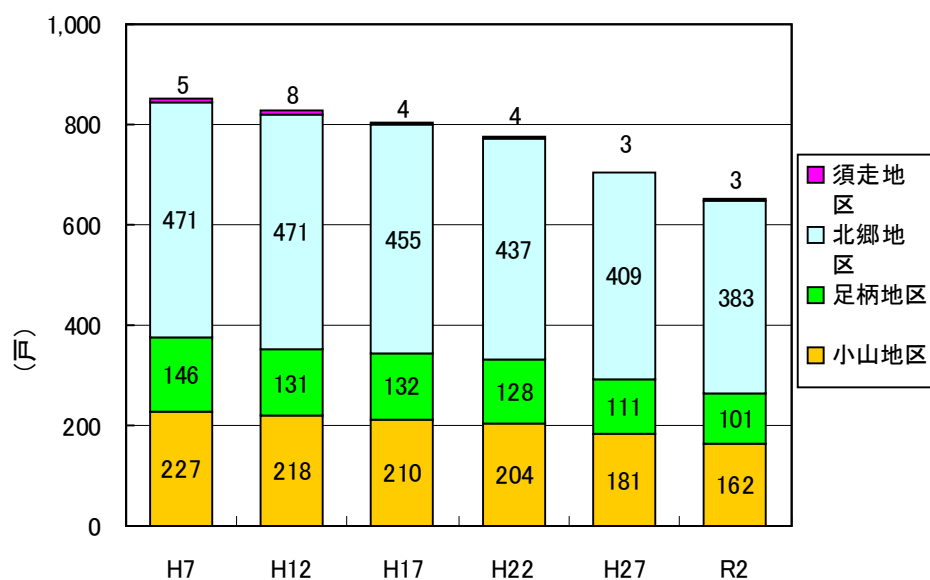
1) 農家数及び人口

総農家数は 649 戸で、うち販売農家数が 391 戸、自給的農家数が 258 戸となっています。

また、全経営耕地面積 425ha であり、典型的な中山間地域となっています。

農家数、農業就業人口とも減少傾向にあり、農業従事者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。（令和 2 年現在）

地区別農家数の推移



出典：農業センサス（各年 2 月 1 日現在）

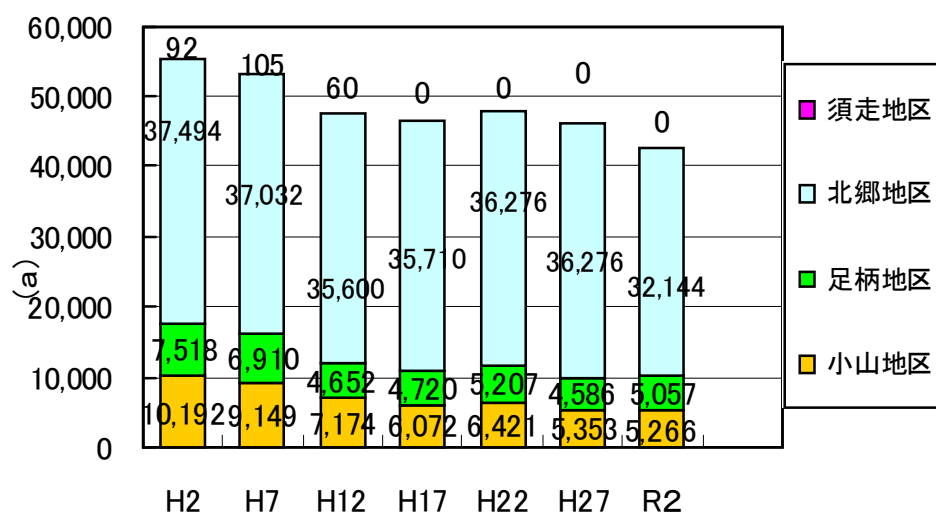
2) 農地

現在の農業基盤である農業振興地域は 4,885.0ha で、そのうち 463.7ha が農用地区域として指定されています。（令和 4 年 4 月 1 日現在）

経営耕地の推移を見ると、近年農地は減少傾向にあります。

現在、後継者不足や高齢化に伴って農業従事者不足が深刻な問題となっています。農業経営を縮小したい、または農業経営ができない農家より農地を買い（借り）受け、規模拡大を図る農家へ斡旋することで、遊休化・荒廃化の防止を図っています。

地区別経営耕地の推移

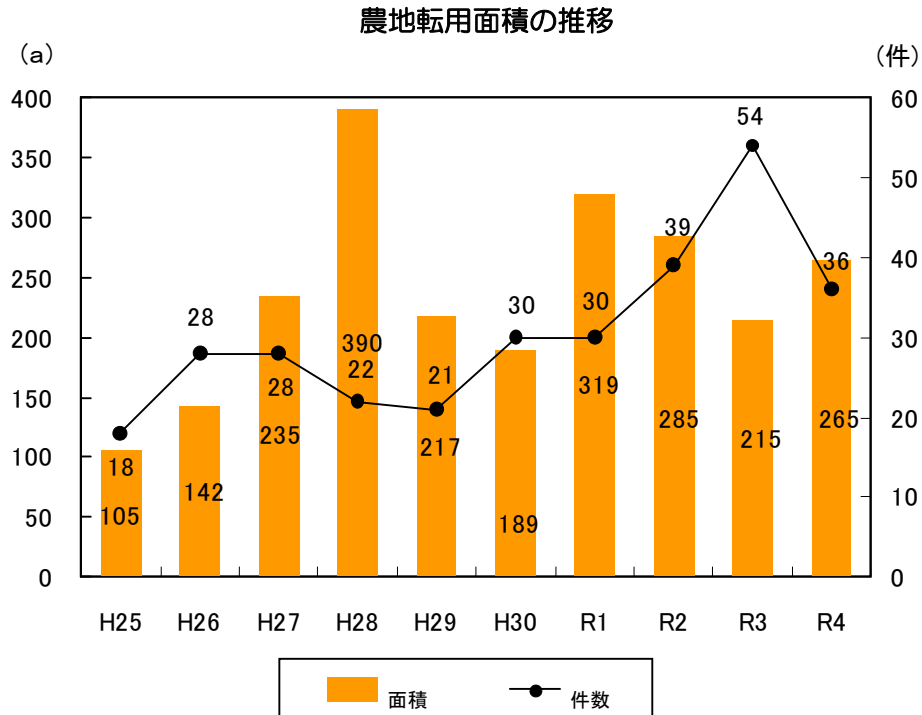


出典：農業センサス（各年 2 月 1 日現在）

3) 農地転用

本町では、宅地化や商工業施設の進出はほとんど進まず、市街化区域内での農地が共同住宅用地等に転用される例があります。

平成 25 年から令和 4 年の間に、件数は合計 306 件、面積では約 23.6ha の農地が転用されました。



出典：小山町農業委員会

4) 環境面での取り組み

農業における環境面での取り組みとして、農業用廃プラスチック資材及び不要農薬の回収がＪＡを通じて行われています。

また、平成 16 年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設され、水稻専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。

5) グリーンツーリズム

近年、農村と都市住民との交流を地域活性化の有効な手段として位置づけ、これを積極的に推進していこうという動きが盛んになってきており、グリーンツーリズムなどの事業が活発化しています。

小山町においても東京都港区青南小学校・赤羽小学校の 5 年生が、湯船区・所領区の圃場で「田植え・稲刈り体験」を実施しています。

2-5 水

(1)水

1)河川水

小山町の河川は、3つの主要な支流が御殿場市中心部を源流とする鮎沢川に合流し、神奈川県に入ると酒匂川と呼ばれるようになり、相模湾に注いでいます。

流れる水は清らかであり、ヤマメ、アマゴやカジカが生息しています。

令和2年度に河川の水質測定地点の見直しを行い、令和3年度から主要な10地点（地図に示す①～⑩）において年4回、支流等14地点において年1回の水質測定を実施しています。

測定結果は概ね環境基準値以内の良好な水質ですが、一部の地点で大腸菌数の超過が見られました。原因は河川工事、豪雨等による土砂の流入や、未処理生活排水の流入等が考えられるため、引き続き経過観察を行うほか、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等の生活排水対策や、上流域への啓発活動を推進する必要があります。

次のページに水系ごとの最新の測定結果を示しますが、地点番号①～⑩については年4回の測定を行っているため、BODは75%値を使用しています。

河川水質測定地点図及び採水地点名



参考）地点番号に○ ＝ 主要な10地点として年4回測定

地点番号に● ＝ 支流等14地点として年1回測定

水系	河川	採水地点	地点番号
須川	須川	養魚場取水口	① ○
佐野川	佐野川	佐野川橋上	② ○
	佐野川	柴怒田	③ ○
鮎沢川	鮎沢川	もみじ橋	④ ○
	鮎沢川	坪入橋	⑤ ○
	鮎沢川	県境	⑥ ○
	金時川	向平橋	④ ●
	地蔵堂川	矢台橋	⑥ ●
	山沢川	落合河原橋	⑦ ●
	ヤマ沢川	ヤマ沢橋	⑧ ●
	頓沢川	頓沢橋	⑨ ●
	西沢川	中西沢橋	⑩ ●
	滝沢川	滝沢橋	⑪ ●
馬伏川	大沢川	大沢橋	⑫ ●
	馬伏川	思橋	① ●
	馬伏川	清水橋	⑦ ○
	立沢川	下古城橋	⑧ ○

水系	河川	採水地点	地点番号
野沢川	野沢川	向井田橋	⑪ ●
	野沢川	東電取水口	⑨ ○
佐野川	佐野川	合流点前	⑫ ●
	海苔川	ハハ橋	⑬ ●
須川	須川	須川本流ダム	⑭ ●
	須川	東電取水口	⑩ ○
	上野川	合流点	⑮ ●

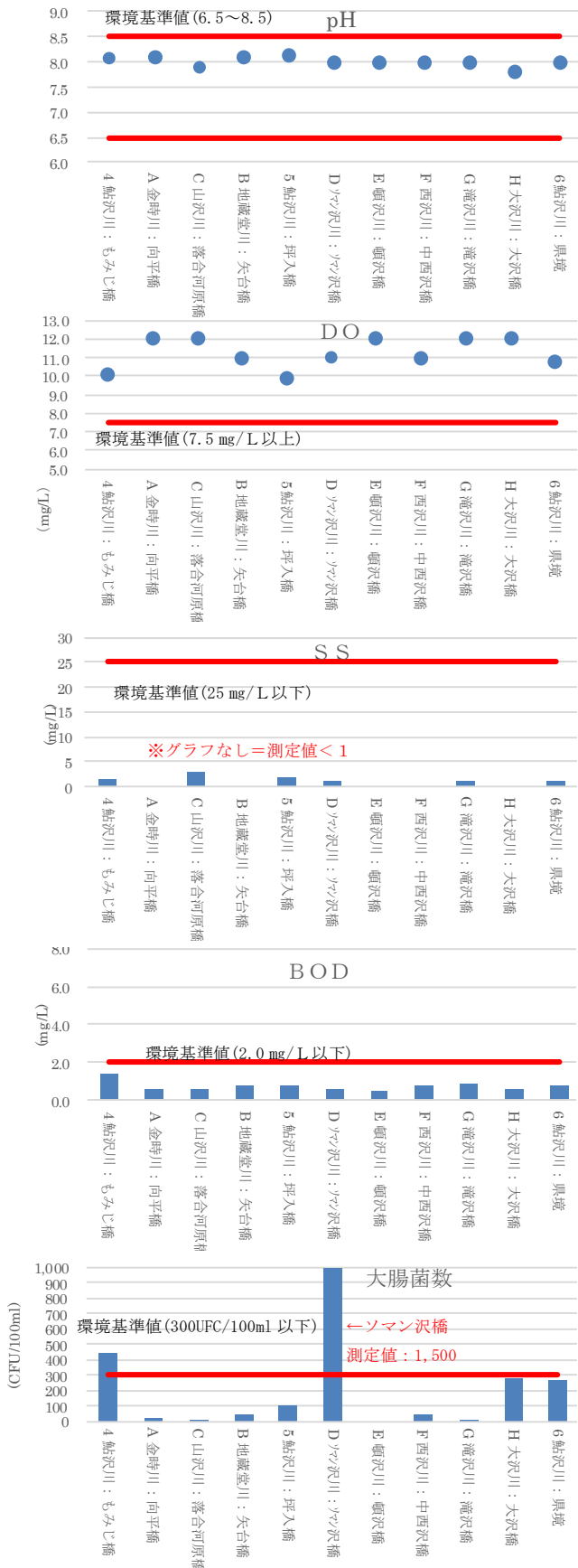
注）1～10は主要な10箇所の調査地点、A～Nは支流河川等の調査地点を示しています。

pH：水素イオン濃度、DO：溶存酸素量、SS：浮遊物質、BOD：生物化学的酸素要求量

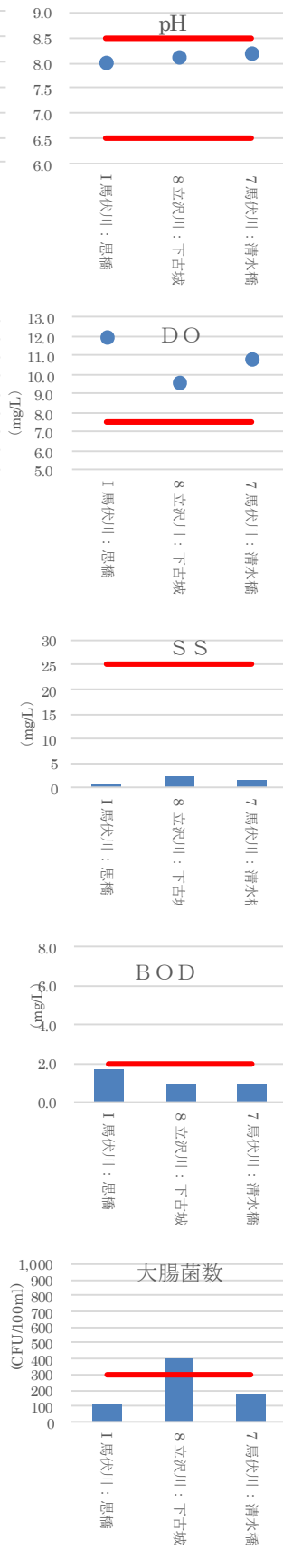
※水質の環境基準は鮎沢川のみ「類型A」に指定されています。その他の河川は指定はありません。

① 令和4年度小山町河川水質測定結果（水系別流程毎）

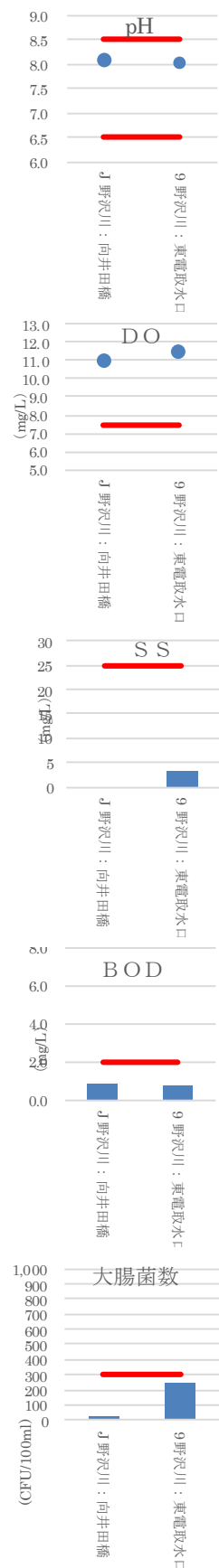
【鮎沢川水系】



【馬伏川水系】

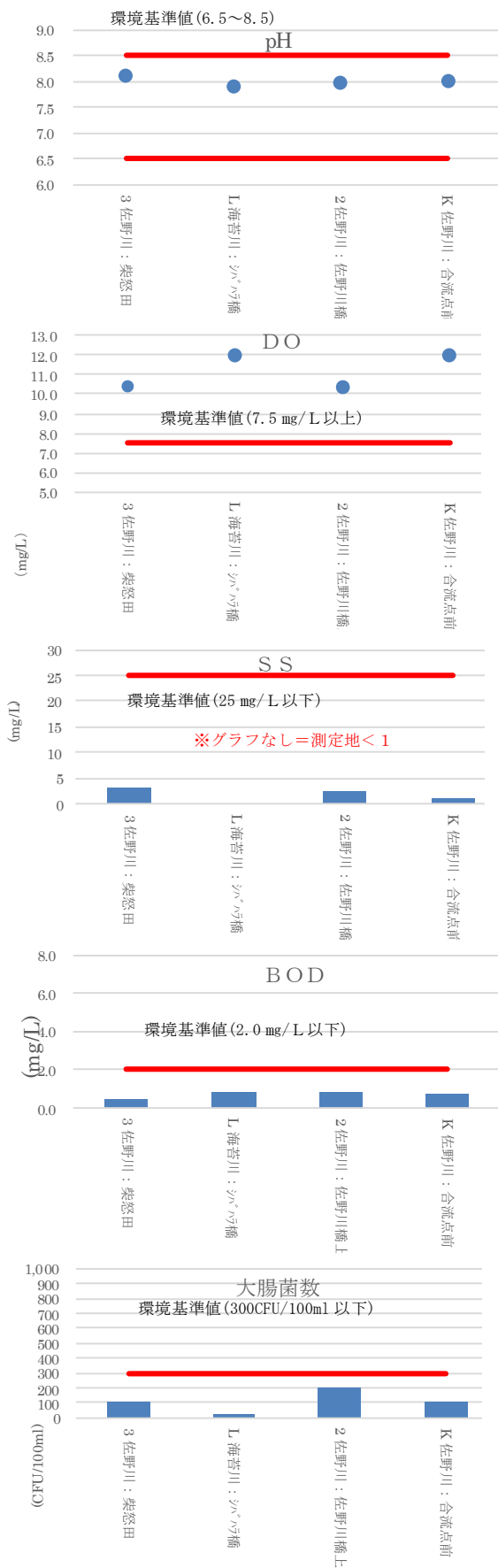


【野沢川水系】

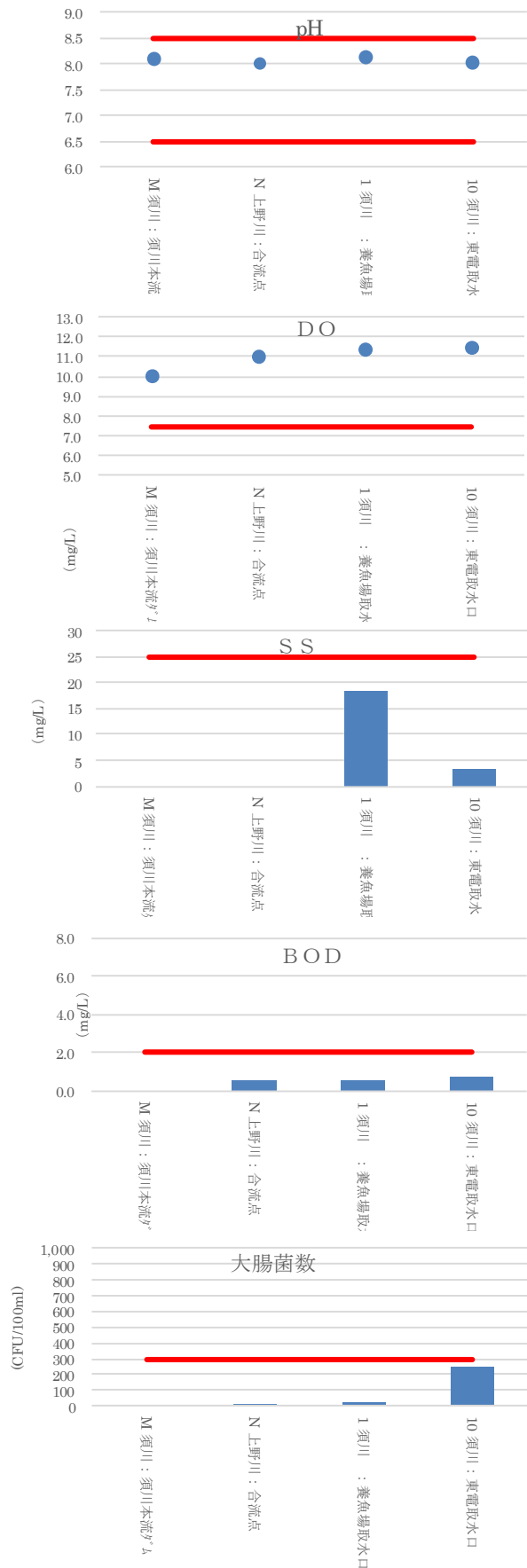


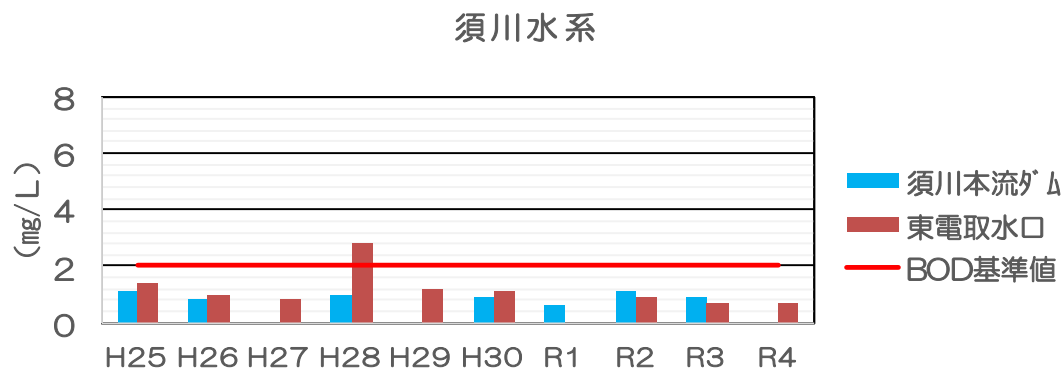
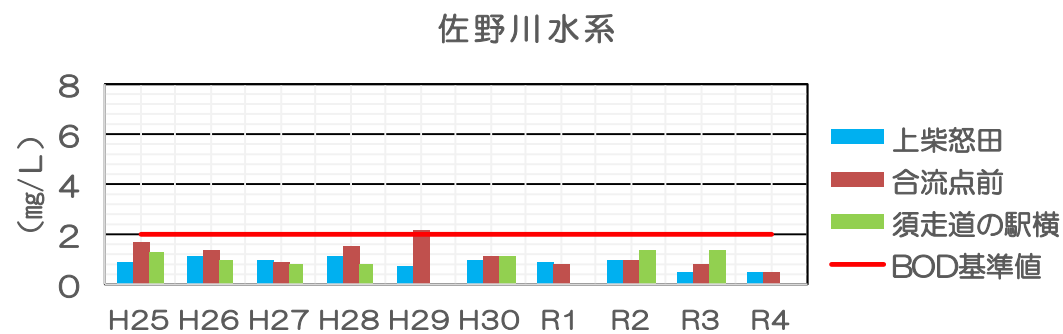
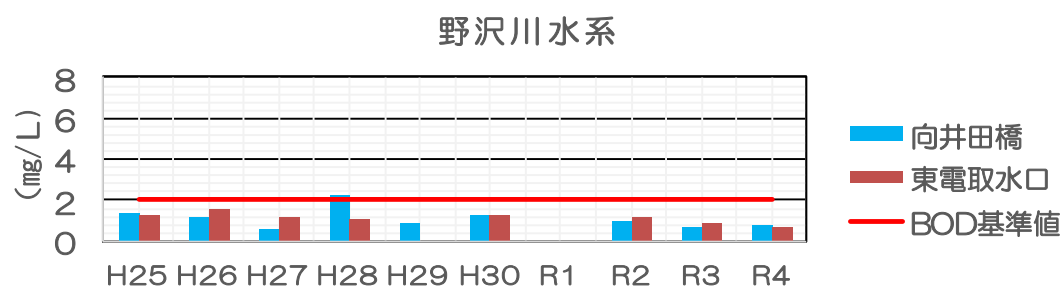
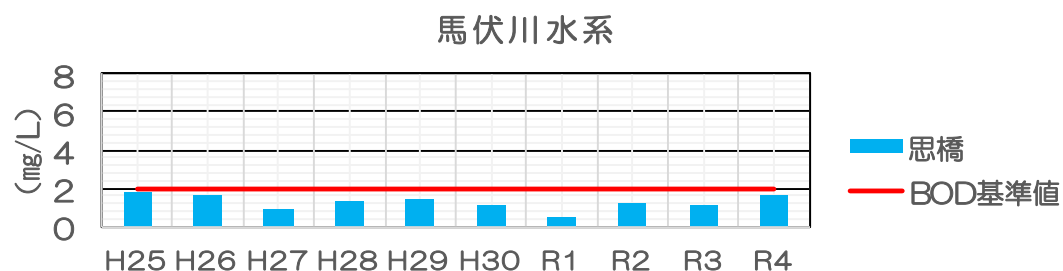
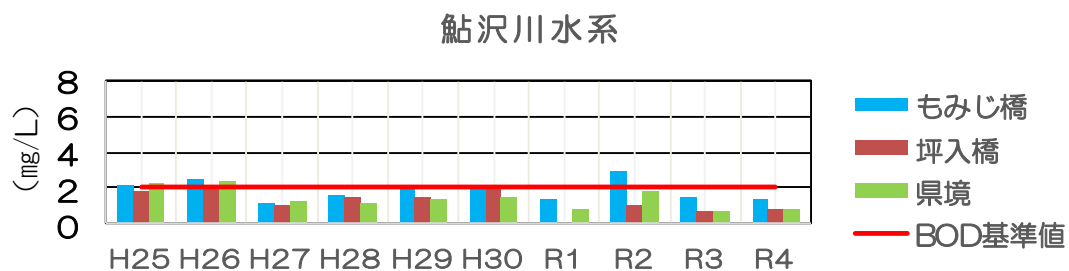
※ 地点番号 1～10 は年 4 回測定し、BOD は 75%値、その他の項目は平均値を使用
地点番号 A～N は R5.2.16 に採水し測定

【佐野川水系】



【須川水系】





BOD環境基準値 (2.0 mg/L 以下)

2) 上水道・地下水

① 上水道

上水道事業の概要は、給水戸数 7,340 戸、給水人口 16,996 人、普及率は 97.9%、年間給水量は 3,058.038m³ となっています。(令和 4 年度末)

水質検査は、水道法に定められた項目を実施しており、毎年策定している小山町水道水質検査計画に基づき実施しています。検査は、原水 22 箇所、給水栓(浄水) 14 箇所を対象に実施していますが、水道水質基準を超過する汚染状況は見られません。また、一部の浄水については、ダイオキシン類の測定も実施していますが、これまで基準を超える値が測定されたことはありません。

② 地下水

小山町には、豊富な湧出量と良好な水質、安定した水温の湧水が多数みられます。これらの湧水は、水かけ菜、わさびの栽培やニジマスの養殖などに利用されています。

地下水位については、町内 2 箇所において継続的に観測を実施しています。観測箇所は、富士小山工業団地内と東富士リサーチパーク内です。富士小山工業団地内では、毎月 1 回手動観測により観測を実施し、東富士リサーチパーク内では年間を通して自記水位計により観測を実施しています。観測結果については、大きい変動は見られていません。

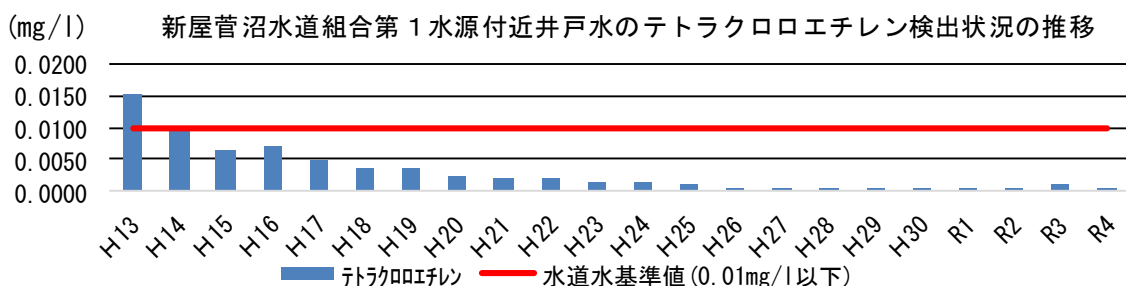
湧水量については、毎年 2 回(夏と冬)、県及び近隣 2 市と合同で定点調査を実施しています。町内の調査箇所は 5 箇所で行っています。継続した調査結果では、降水量との高い相関関係が認められています。

・地下水汚染について

新屋菅沼水道組合第 1 水源では、平成 2 年の調査で水道水の水質基準(0.01 mg/L)を超える「テトラクロロエチレン」が検出されました。原因は、三菱マテリアル(株)で使用された有機塩素系溶剤に係る地下水汚染が生じたと推定されたため、事業者は設備の改修及び敷地土壌の風乾処理等を行いました。

この水源を使用していた菅沼・坂下地区では飲料水としての使用を禁止し、町営水道に切り替えました。現在は、この水源は雑用水として使用されています。

小山町では、付近の井戸水の水質検査を続けており、近年では、「テトラクロロエチレン」は水道水基準(0.01 mg/L)を下回っています。



※H26 以降のテトラクロロエチレン検出数は 0.0005mg/l 以下です。

※R 1 までの測定井戸は水位が低下し採水できなくなったため、R 2 以降は付近の他の井戸水の測定結果です。

3) 下水処理

小山町では、公共下水道及び戸別浄化槽等による処理を行っています。公共下水道は、須走地区だけが処理計画区域で、この地区の下水道普及率は94.％となっています（令和4年度末）。

また、戸別浄化槽については、須走地区を除き合併処理浄化槽設置奨励補助金制度を設け、単独処理浄化槽に比べて川などに放流される汚れが8分の1になる合併処理浄化槽の設置推進を図っています。

なお、合併処理浄化槽普及率は48.9％、単独浄化槽普及率は26.4％、汲取り処理は3.3％となっています。（令和4年度末）

このような中で、小山町の特産品の水菜の産地である阿多野地区では、湧水の利用が水菜の栽培の必須条件とされることから、地区住民が一致協力して阿多野用水の管理、水質の保全に努めてきました。

昭和58年度には、同地区内の24施設（住宅21施設、公民館1施設、事業所2施設）に簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設を組み合わせた生活排水処理施設を設置しました。この処理システムは、阿多野用水に生活雑排水の処理水を流入させないことを前提条件としており、他にあまり例を見ないものです。簡易雑排水処理施設（現在では合併処理浄化槽を使用）では、ろ過沈殿処理と接触ばっ気処理を行い、次の毛管浸潤トレンチ処理では、陶管（現在では塩ビ多孔管を使用）に送られた処理水が陶管から染み出て地中に生息している微生物や小動物などによって浄化され、ほとんど真水に近い状態で地下に浸透していく仕組みです。

今後も公共水域の水質保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していくことを重要課題とし、取り組んでいきます。

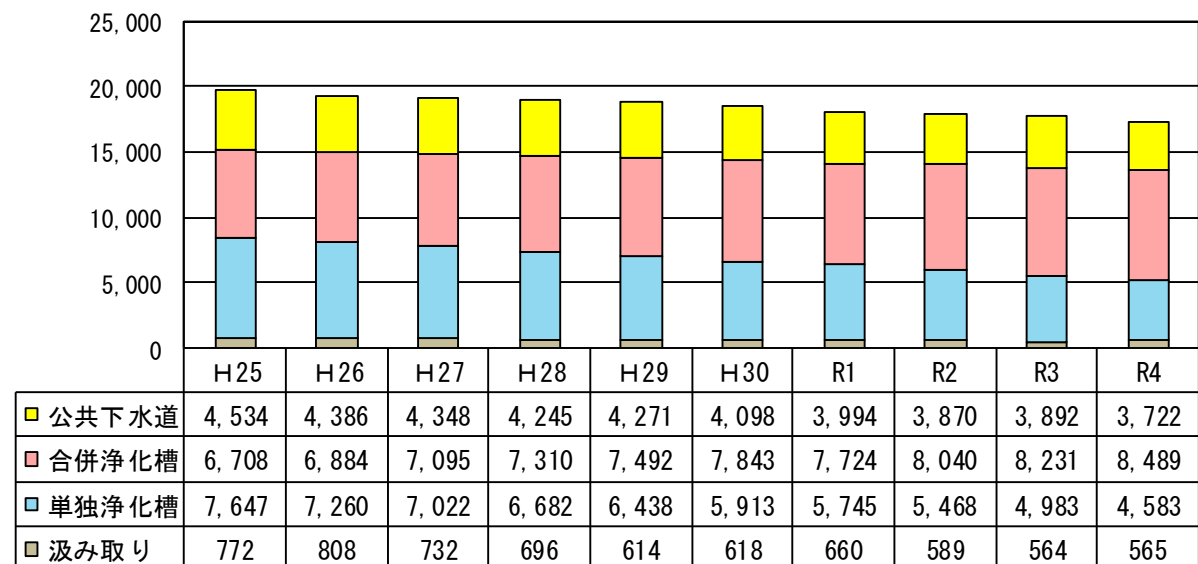
処理形態別人口の比率

令和4年度末

区 分	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	コミブラ	汲み取り	計
人口（人）	3,722	8,489	4,583	0	565	17,359
%	21.4	48.9	26.4	0.0	3.3	100.0

※普及率は暫定値です。

処理形態別人口の推移



2-6 ごみ・リサイクル

(1)ごみ・リサイクル

1)ごみ収集・処理

家庭系と事業系を合わせた一般廃棄物の排出量は、令和4年度は5,985tでした。

このうち家庭系ごみの排出量は3,702tで、内訳は可燃ごみが3,063t、不燃ごみが78t、資源物が547t（ステーション回収347t、集団資源回収200t）、その他（粗大ごみ、有害・危険ごみ、不法投棄等）が154tでした。

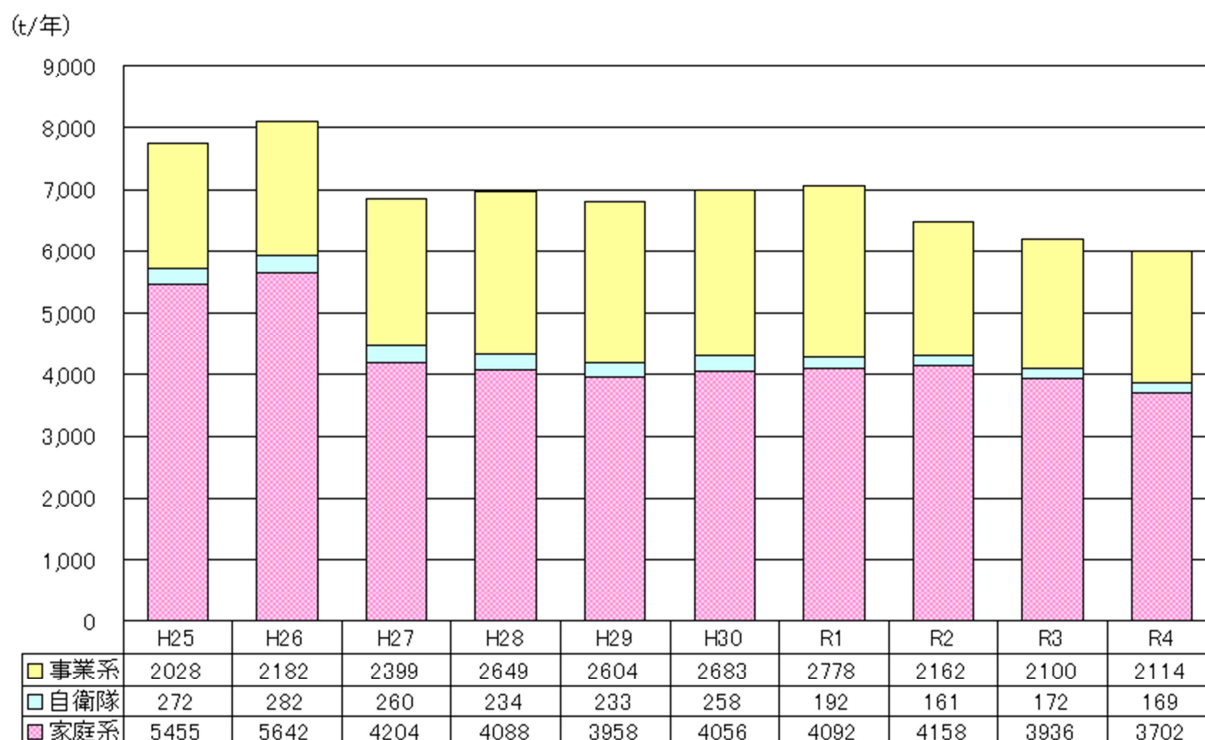
令和4年度の家庭系における資源化率（資源物の回収量/家庭系の排出量）は14.8%でした。

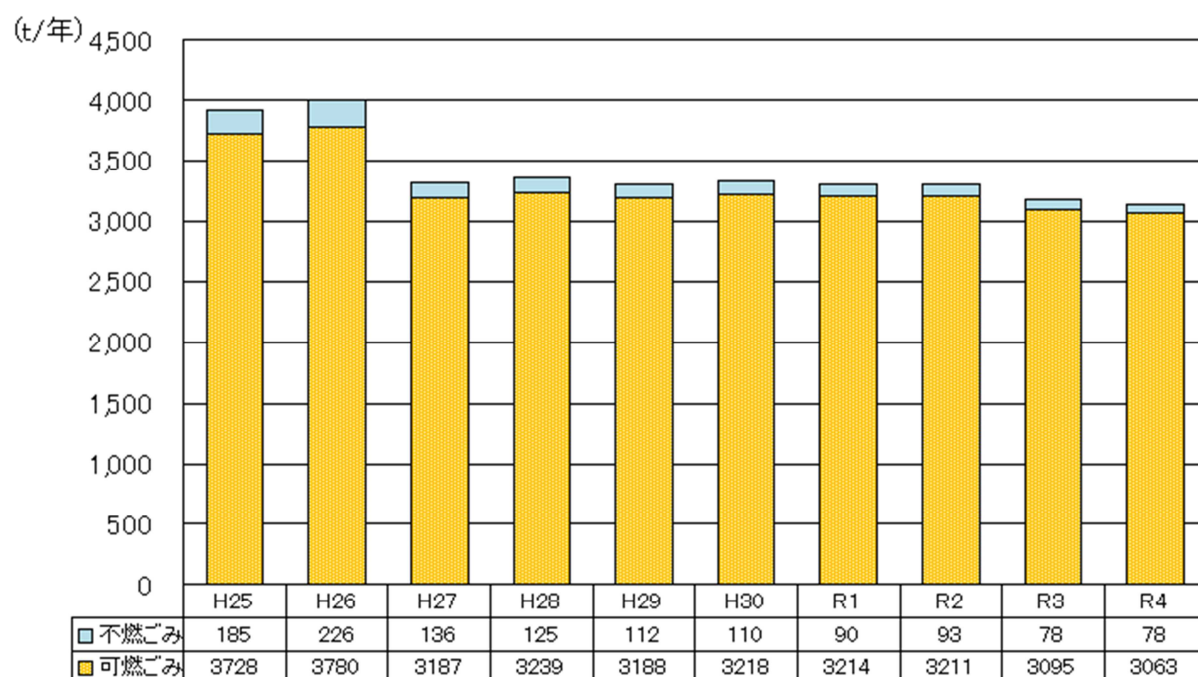
家庭系は委託業者（4業者）、事業系は民間許可業者（18業者）が収集し、小山町及び御殿場市で構成する御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設「富士山エコパーク」（可燃ごみは焼却センター、不燃ごみ及び資源物は再資源化センター）で処理を行っています。焼却センターは平成27年4月に稼働し、一日当たり143t、再資源化センターは平成29年10月に稼働し、一日当たり20.6tの処理能力を有します。

なお、小山町の1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度に指定ごみ袋制度を導入する前（平成26年1,130g）よりは減少しており、令和4年度は928gで、前年度比19g（2.1%）の減となっております。令和3年度の1人1日当たりのごみ排出量は、町947g、県843g、国890gでした。国は1人当たりのごみ排出量を令和7年度までに850g/人・日とするという目標を掲げており、小山町でもさらに努力していく必要があります。

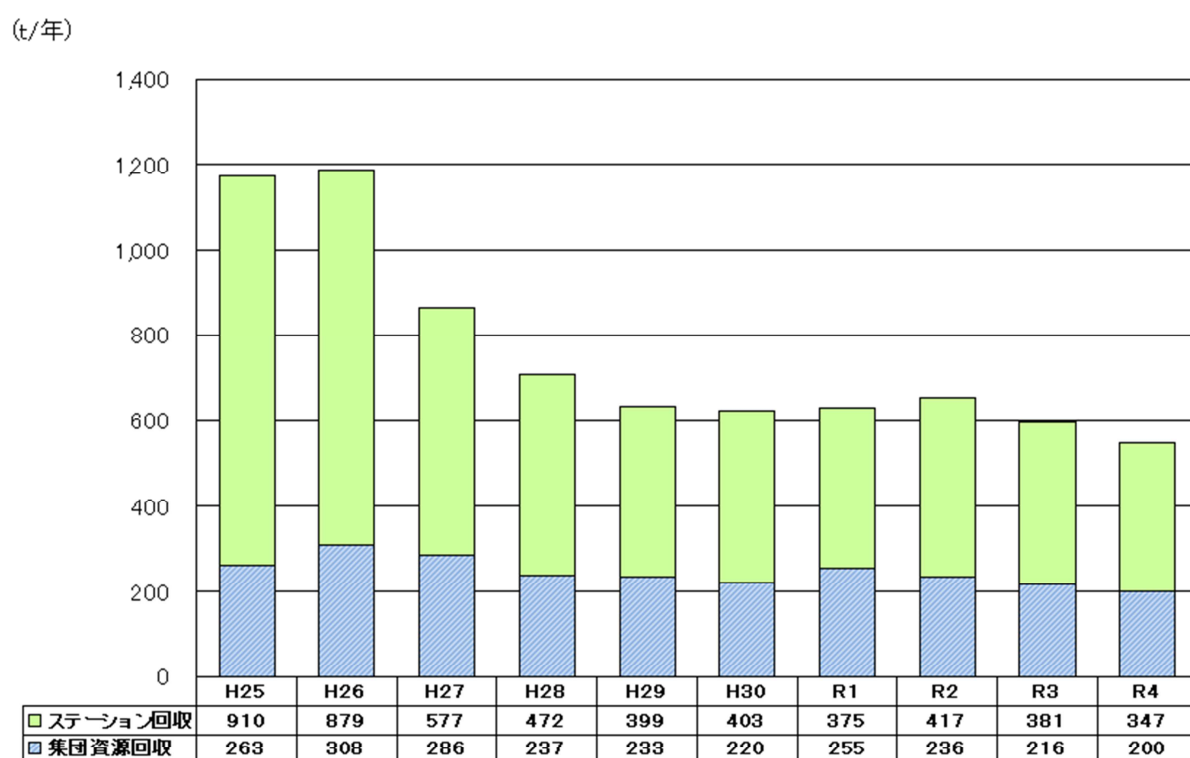
一般廃棄物の排出量は、家庭系では指定ごみ袋制度導入前の平成26年度と令和4年度を比べると約66%に減少しており、事業系については約96%となりました。小山町内で事業系一般廃棄物を排出している事業者は概ね110社です。

令和4年度については昨年度同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業系ごみが減少したものと推測されますが、今後も事業所のエコアクション21取得による自主的な環境マネジメントを促進するなど、事業系ごみの減量化を重点課題とし、目標達成に向けて取り組んでいきます。

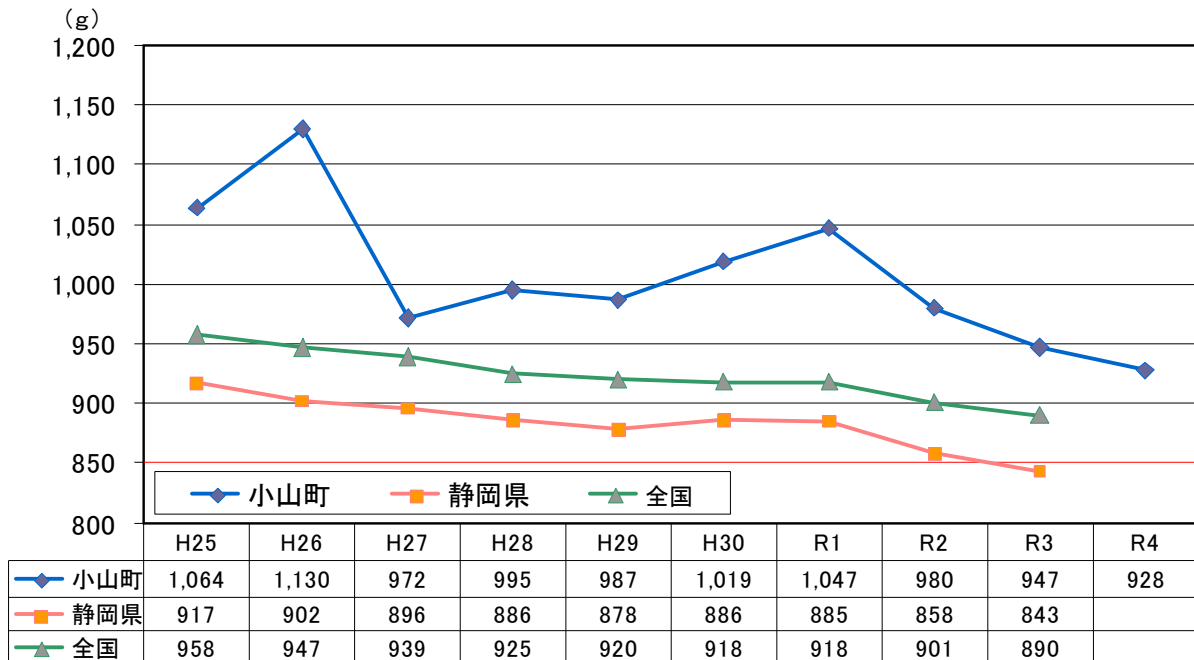




資源物回収量（缶・金属類・ビン・古紙等）の推移



ごみ排出量（1人1日あたり）の推移

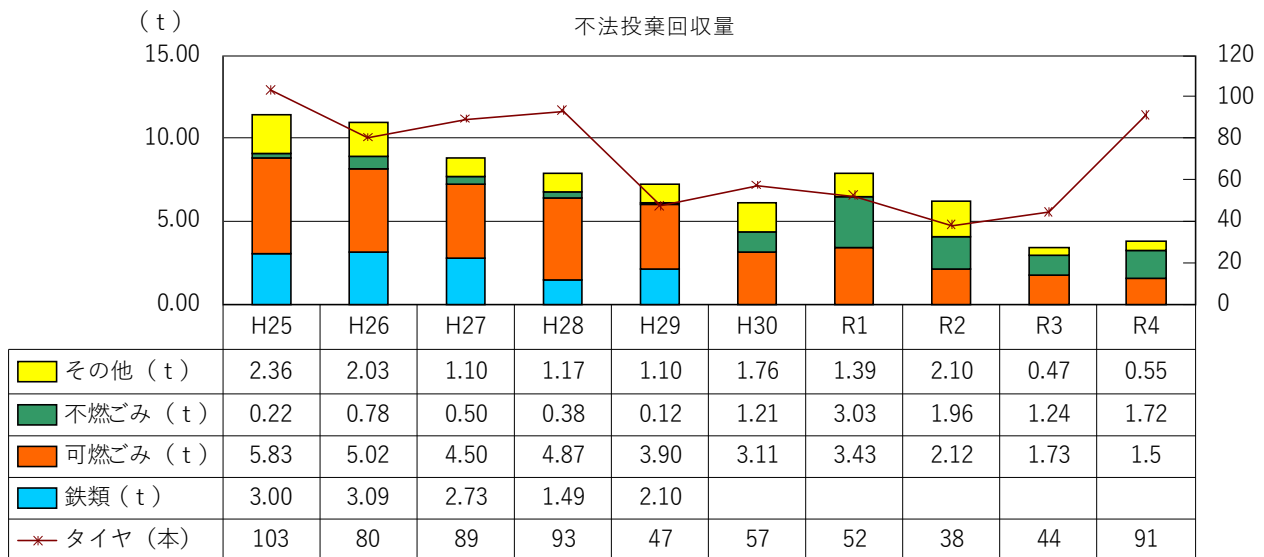


※国の取組目標値：850g/人・日（令和7年度までの目標値）

（国の目標値は平成30年閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画に記載）

2) 不法投棄

家電製品や生活ごみ・タイヤなどの不法投棄量は平成27年からは10t以下で推移しています。不法投棄物件の区分としては、可燃ごみ、不燃ごみなどが多くなっています。



※平成30年度から鉄類は不燃ごみに含まれています。

2-7 公害

(1)大気汚染

大気汚染物質濃度の常時監視は小山町では行われていませんが、県では県下の一般環境大気測定局58局のデータを公表しています。小山町の近くでは、御殿場市(SO₂、Ox)や裾野市(NO₂、PM2.5)で実施されています。

二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)については、継続して環境基準を達成しています。光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、令和4年度に県内において達成している測定局はありませんでした。

市町名	測定局	年度	二酸化硫黄(SO ₂)			光化学オキシダント(Ox)		
			(1日平均値0.04ppm以下)			(1時間値0.06ppm以下)		
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適○ 否×	昼間の1時 間値が 0.06ppmを 超えた日数	昼間の1時 間値が 0.12ppmを 以上の日数	短期的評価 による環境 基準の適○ 否×
御殿場市	市役所	H28	0.002	0.004	○	61	0	×
		H29	0.002	0.004	○	103	0	×
		H30	0.002	0.003	○	58	2	×
		R1	0.002	0.004	○	28	0	×
		R2	0.002	0.003	○	49	0	×
		R3	0.000	0.002	○	44	0	×
		R4	-	-	-	45	0	×

市町名	測定局	年度	微小粒子状物質(PM2.5)			二酸化窒素(NO ₂)		
			(年平均値15 μ g/m ³ 以下) (1日平均値35 μ g/m ³ 以下)			(1日平均値0.04~0.06ppm以下)		
			年平均値 (μ g/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μ g/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適○ 否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98% 値(ppm)	長期的評価 による環境 基準の適○ 否×
裾野市	市民文化 センター	H28	10.3	24.7	○	0.017	0.037	○
		H29	10.2	25.7	○	0.014	0.028	○
		H30	9.8	26.4	○	0.012	0.027	○
		R1	8.5	22.8	○	0.011	0.022	○
		R2	9.0	24.9	○	0.010	0.022	○
		R3	7.5	17.4	○	0.009	0.020	○
		R4	7.5	17.7	○	0.008	0.020	○

(2)有害化学物質

1)ダイオキシン類

平成11年7月16日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中のダイオキシン類の量などについて新たに基準が設けられました。

小山町では、平成12年度から一般環境における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査箇所を2年ごとに変えながら大気調査を実施してきました。

この調査は、年間4回、24時間連続測定を1週間実施していましたが、これまで環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を上回ったことはなく、環境基準の1/10以下で推移しています。

このことから、令和2年度以降は測定を休止し、特定施設の増加などの状況に変化が認められた場合に測定を行うこととしました。

（単位：pg-TEQ/m³）

年度	採取場所	年平均値	年最大値
平成27年度	小山町役場(足柄支所)	0.016	0.023
平成28年度	小山町役場(足柄支所)	0.022	0.029
平成29年度	小山町役場	0.022	0.035
平成30年度	小山町役場	0.016	0.027
令和元年度	小山町役場(須走支所)	0.005	0.006

※測定業者：(株)静環検査センター

2) 農薬類

小山町は、ゴルフ場が11箇所もある県下でも有数の自治体です。県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」及び「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書及び農薬使用実績報告書の提出、年2回（6月、9月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について報告義務を求めるとともに、立入検査を実施しています。

県が実施した立入検査では、農薬の管理及びゴルフ場の調整池や排水口から採取した水に異常はなく、適正に管理運営されていました。

これからもゴルフ場の企業者側と行政が一層の努力をして、万が一にも農薬が場外に排出されることのないように取り組んでいきます。

3) 騒音・振動

小山町における騒音・振動の苦情は、東名高速道路をはじめとする主要幹線道路の自動車によるものが大半を占めていました。近年では、道路管理者等による防音壁、路面改良や住宅の二重窓の設置などによる対策が行われ、騒音・振動の低減化が図られましたが、改善されていない箇所もあります。なお、自動車交通騒音・振動の苦情が寄せられたときは、随時測定し、基準超過の有無を確認しています。

4) 臭気

臭気に関する規制は、「臭気濃度規制」と「臭気指数規制」がありますが、小山町では、「臭気指数規制」を導入しています。臭気指数とは、人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指数化したもので、全ての臭いが規制の対象となり、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといわれています。

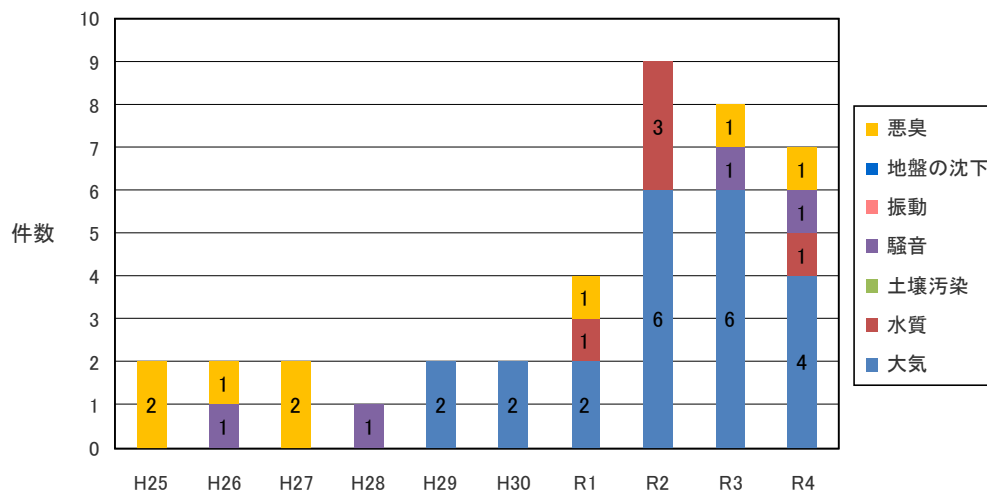
小山町の臭気指数

区 域	臭気指数
市 街 化 区 域	15
市街化区域を除く町全域	18

5) 公害の苦情

公害の苦情は平成19年度以降減少傾向にありましたが、令和4年度は大気4件、水質1件、騒音1件、悪臭1件、の計7件の苦情が寄せられました。特に大気に関する苦情は全て野焼きによるものでした。野焼きの大半は農作業に係るものでしたが、苦情に基づく原因者への指導を実施しました。

公害苦情件数の推移と内訳

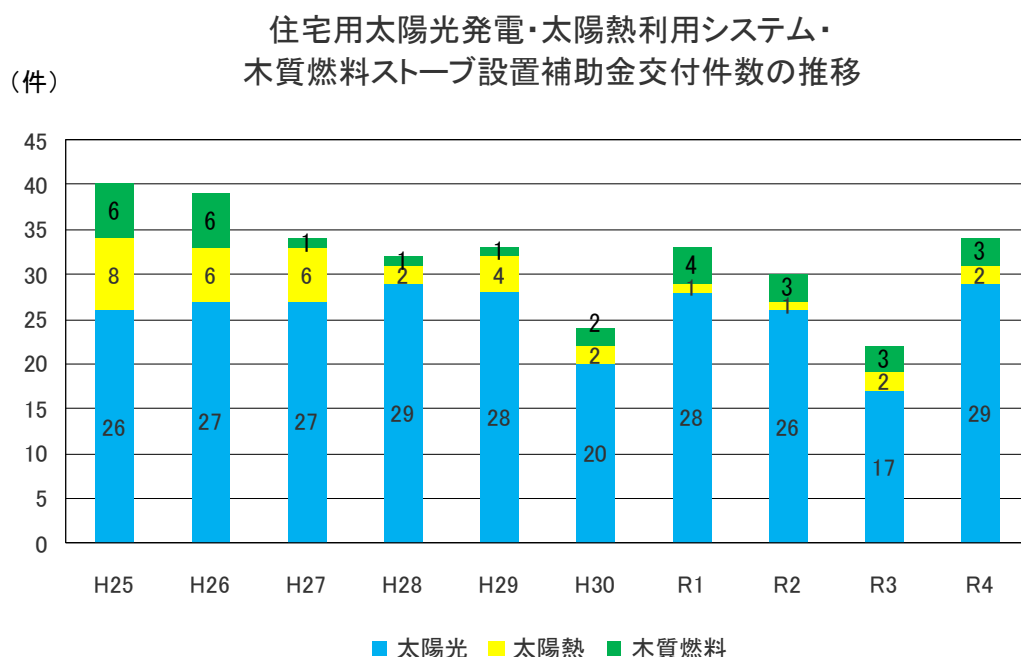


2-8 エネルギー

小山町では、平成22年度から自己の居住する住宅に対し「太陽光発電システム」、「太陽熱利用システム」又は「木質燃料ストーブ」を設置した場合、設置に対する助成を行い、新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全及び省エネルギーの推進を図っています。

令和4年度までに太陽光発電は337件、太陽熱利用は59件、木質燃料ストーブは32件、計428件の助成を行っています。

また、令和4年度は間伐材を利用しバイオマス燃料の木質ペレットを4,983m³生産しました。



2-9 地球温暖化対策

小山町では、令和３年度に地球温暖化対策推進法に基づき「第５次小山町地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和３年度から令和７年度までの５年間で、町政に関わる事務・事業からのCO₂排出量の５％削減を目指しています。

しかしながら、役場本庁舎について見ますと、環境省が推奨している「クールビズ」の実施、空調設備の適切な温度設定及び事務室の照明器具を蛍光灯からLEDに交換して電気使用量を削減するなどの対策を行ってきましたが、令和４年度のCO₂排出量は１５１ｔで、基準年（R2）からは２５ｔ、１９．９％の増となりました。令和３年度からは１３ｔ減少しており、これは令和３年度空調設備の修繕に伴い、冬季の間庁舎全体を灯油ファンヒーターによる暖房で賄っていたものが、最新のヒートポンプ式となり、さらに、これまでの集中型から、ゾーン毎の運転と温度設定の最適化が図れるようになったことから、CO₂排出量の削減がされたものと考えられます。

ただし、ガソリン使用量が基準年より約２０％増加しています。原因としては、コロナ禍で対面方式での研修や出張等が自粛されていましたが、感染症対策を行いながら徐々に再開されてきたことが考えられます。

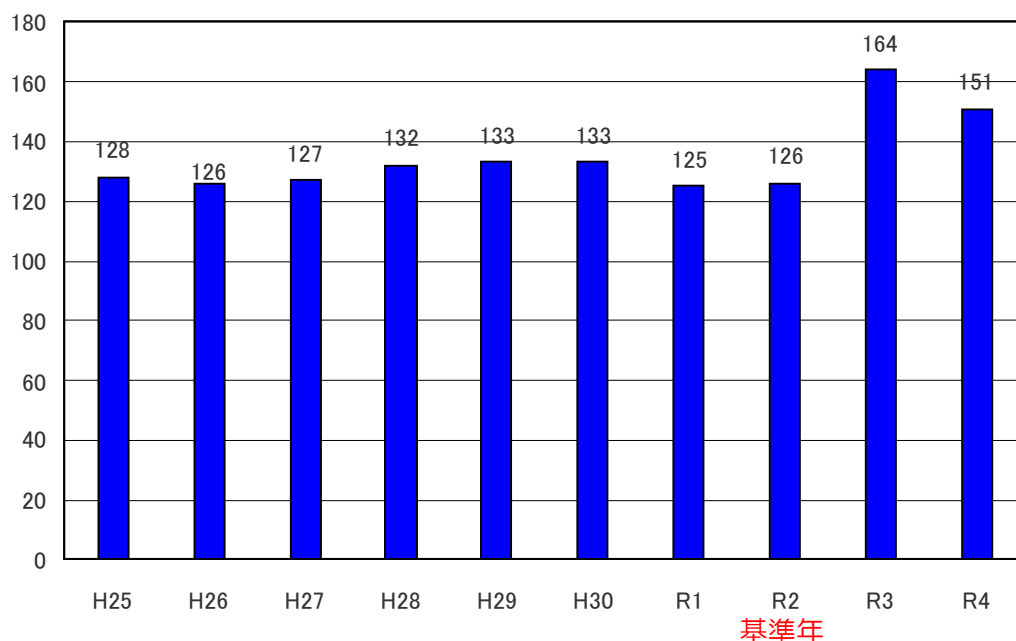
令和４年３月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いましたので、その実現に向けた取り組みなどを再検討し、脱炭素社会の推進に取り組んでいきます。

本庁舎温室効果ガスの増減状況

年 度		CO ₂ 排出量(t)	基準年（R2）対比		ガソリン使用量(l)	基準年（R2）対比	
1	基準年（R2）	126	増減量	増減比率	10,982	増減量	増減比率
2	R3	164	38	30.2%	12,628	1,646	15.0%
3	R4	151	25	19.9%	13,108	2,126	19.4%

経年変化図(t-CO₂)

排出量(t)



2-10 環境教育・コミュニティ活動

(1)教育

小山町内にはこども園6園（公立4園、私立2園）、小学校5校、中学校3校、高校1校があります。（令和4年11月時点）

近年の少子化傾向と同様、小山町の児童生徒数は減少傾向となっています。令和4年11月時点では、こども園の園児数524人（公立357人、私立167人）、小学校の児童数892人、中学校の生徒数431人、高校の生徒数341人となっています。

平成14年度からの完全週5日制、「総合的な学習の時間」の創設により、環境学習や地域の環境保全などのための活動などを推進する機会が拡大しています。

【学校での環境学習の取り組み(主要なもの)】

学 校	取り組みの内容
小 学 校	緑の少年団、花壇づくり、ごみ拾い、資源物回収、宿泊体験学習、登山、野菜・米などの農作業実習、施設見学、生き物の飼育、地球温暖化防止体験学習、水生生物調査
中 学 校	農園での作物栽培、花壇づくり、資源物回収、河川・公共施設などの清掃 宿泊体験学習

(2)活動

地域における環境への取り組みとして、年2回から3回（地域によって異なる）住民等による一斉清掃が実施されています。富士山一斉清掃等についても、町民や町内外の事業所が参加し毎年実施されています。

また、各地区の花の会、小中学校、こども園、企業（約50団体）による花壇の整備やプランター等の設置が行われています。

NPO法人北郷創林隊は、毎年、町道用沢大御神線（霊園参道）の植木の剪定と草刈を行っており、環境美化に貢献しています。

須走まちづくり推進協議会では、毎年、富士山須走登山道入口周辺の草刈り、植え込みの手入れを行っており、景観向上と環境美化に貢献しています。

小山町環境衛生自治推進協議会では、毎年不法投棄クリーンアップキャンペーンを実施し、町内の環境美化活動を行っています。

【各地域における環境に関する活動等】

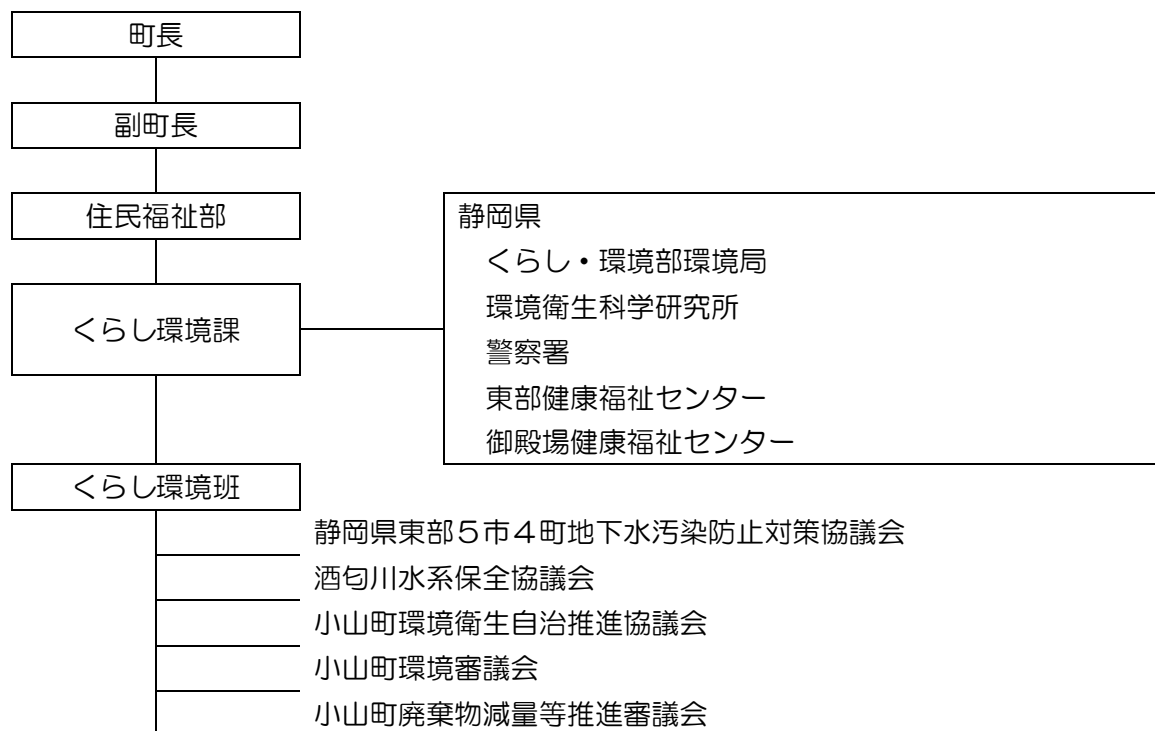
地 域	活動の内容
町内各地区	町内各区による道路及び河川等の清掃（年2回から3回） 花の会による花壇整備 NPO法人等による植木の剪定や草刈
富 士 山	町民及び町内外事業所による一斉清掃等



第3章 環境行政の概要

1. 環境行政の機構

令和5年4月1日現在における環境・公害行政機構の概要



2. くらし環境課くらし環境班（環境関連）の主な仕事

- 1) 環境保全に関する施策の企画・立案に関すること
- 2) 環境基本条例、環境基本計画の推進に関すること
- 3) 環境審議会・環境基本計画推進会議に関すること
- 4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染に係る行政指導及び相談・苦情への対応に関すること
- 5) 環境監視に関すること
- 6) 一般廃棄物処理等に関すること
- 7) 一般廃棄物最終処分場の管理等に関すること
- 8) 自然保護に関すること
- 9) 環境保全の普及及び啓発に関すること
- 10) 環境教育の推進に関すること
- 11) 環境保全団体との連絡調整に関すること
- 12) 飼犬猫適正飼育に関すること
- 13) 飼い主のいない猫の対策に関すること

3 環境行政系統図

令和5年7月1日現在における環境保全及び公害対策等分掌の系統

町長副町長			未来創造部	フロンティア推進課	工場適正立地
	企画総務部		企画政策課		地下水保全
			総務課		公共施設の管理
	住民福祉部		健康増進課		食育
			くらし環境課		公害の防止指導、環境の監視 公害の苦情処理、環境教育 環境基本条例、環境基本計画 太陽光・太陽熱利用補助 合併処理浄化槽設置補助
	都市基盤部		都市整備課		土地利用、開発行為、都市計画、都市景観 都市計画道路、市街地再開発 建築確認申請、建築行政、建築相談
			上下水道課		水道施設の維持管理、水質試験その他衛生 管理 公共下水道の維持管理、須走浄化センター （下水処理施設）維持管理 上下水道工事
			建設課		道路・河川等の監視及び維持管理 道路・河川工事
	経済産業部		農林課		鳥獣保護、有害鳥獣駆除 農業用水、農作物地産地消、農業体験 森林整備、森林保全
			観光交流課		登山者マナーの啓発
			こども未来課		こども園の維持管理
教育委員会	教育長	教育次長	学校教育課		小中学校、環境教育
			生涯学習課		環境・生涯学習

第4章 基本理念がめざす環境のすがた

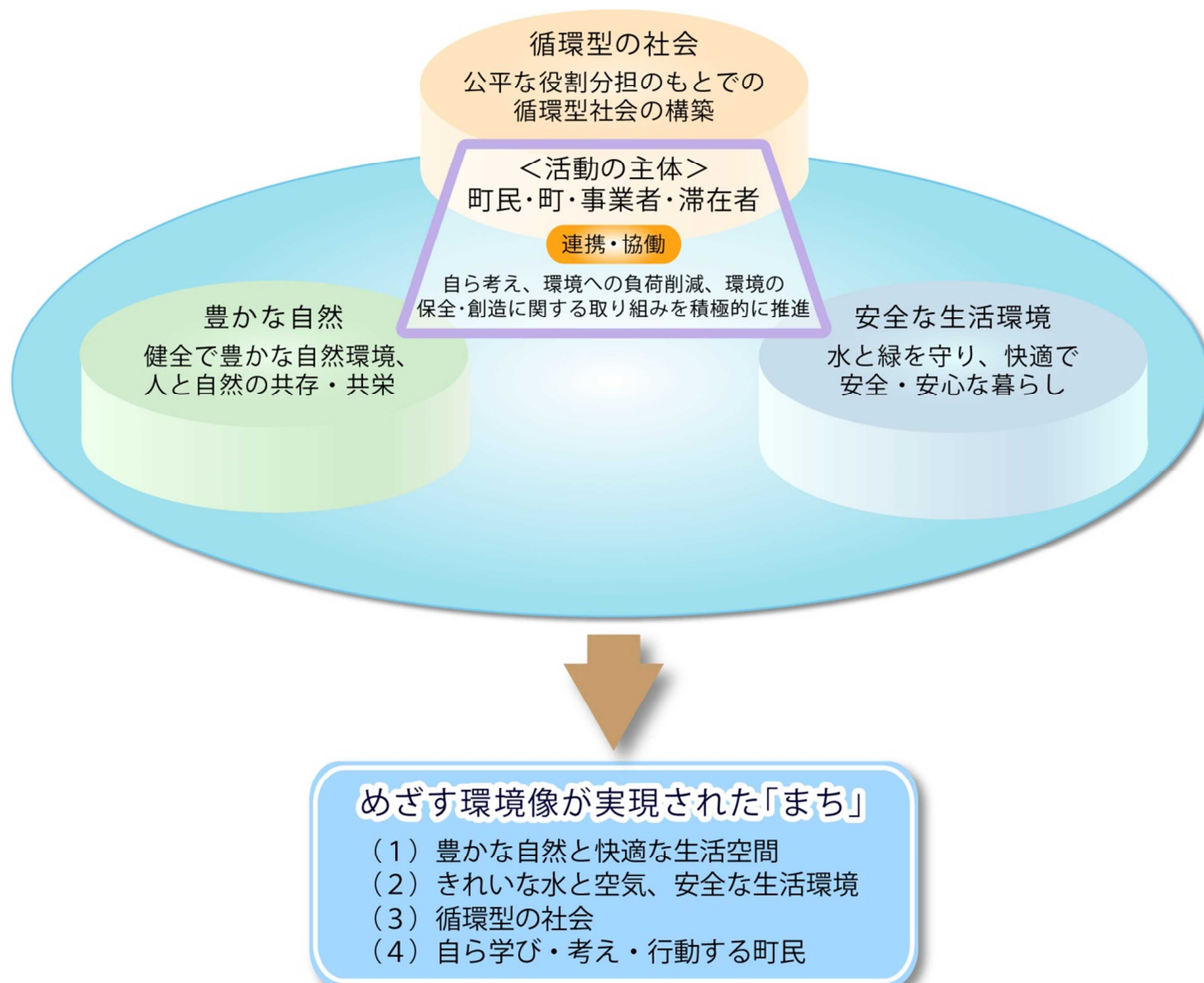
1. めざす環境像

小山町環境基本条例第3条で定める基本理念がめざす小山町の環境の姿は次のとおりです。

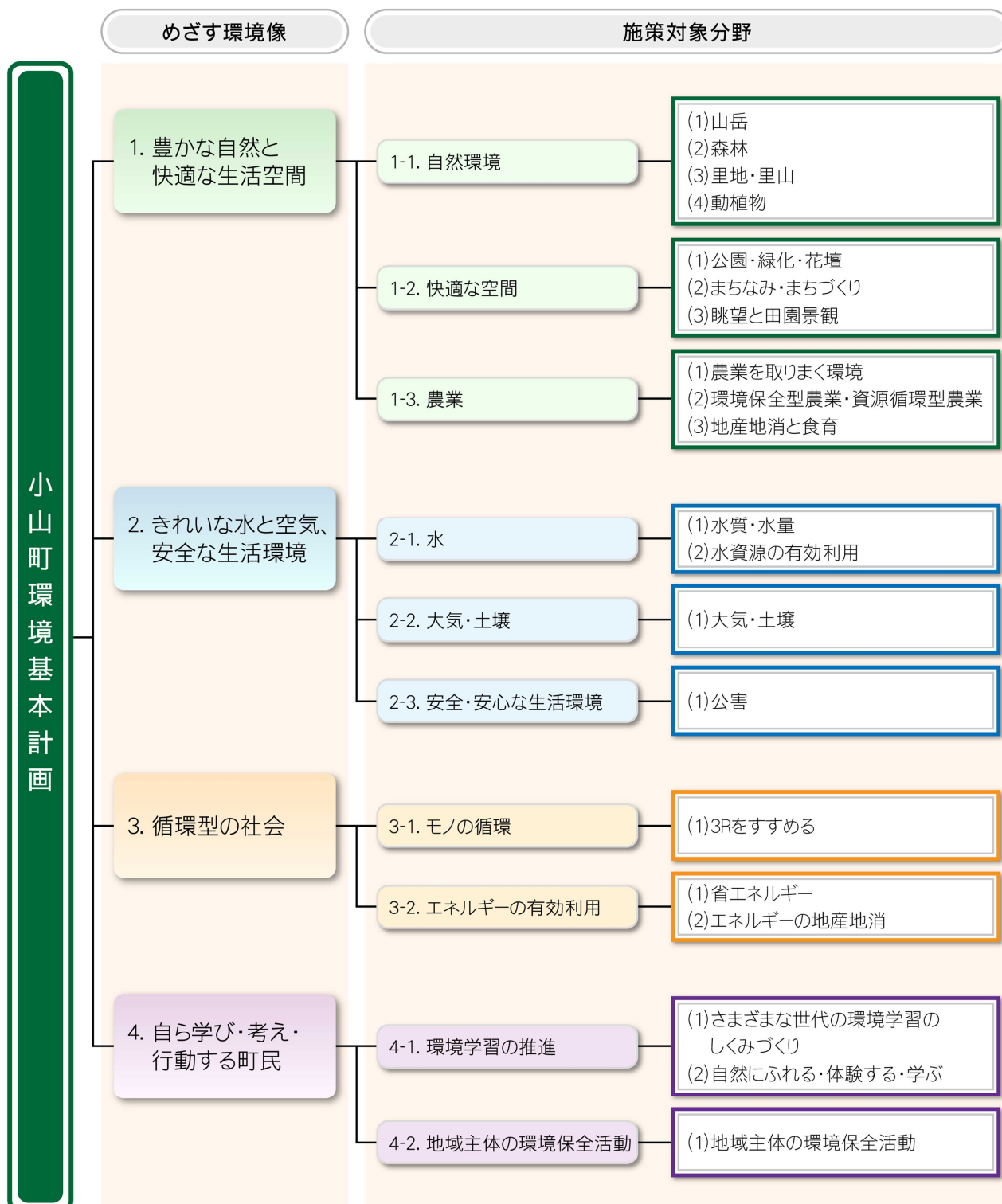
めざす環境像1 豊かな自然と快適な生活空間	基本目標1 健全で豊かな環境の恵みを育み、人と自然が共存・共生する社会をめざします ○健全で豊かな環境の恵みの享受(基本条例第3条第1項) ○安全で快適な環境を将来に継承する(基本条例第3条第1項)
めざす環境像2 きれいな水と空気、安全な生活環境	基本目標2 水と緑を守り、快適で安全・安心な暮らしをめざします ○水と緑を基本とした施策の推進(基本条例第3条第3項)
めざす環境像3 循環型の社会	基本目標3 身近な暮らしと社会を見つめなおし、公平な役割分担のもとに循環型の社会を築きます ○負荷の低減による循環型社会の提言(基本条例第3条第3項)
めざす環境像4 自ら学び・考え・行動する町民	基本目標4 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます ○公平な役割分担の下に計画を推進する(基本条例第3条第2項) ○保全と創造を事業活動・日常生活において実践する(基本条例第3条第4項)

2. めざす環境像の関わり

本計画では、めざすべき将来の環境像が実現された「まち」をイメージしました。この環境像のイメージを下の図に示します。



3. めざす環境像を実現するための取り組み体系



4. 中間見直し時点での進捗状況

小山町環境基本計画では、4つのめざす環境像を基本目標とし、小山町環境基本条例で定める基本理念の実現に向けて環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、具体的な取り組みとその取組時期をA～Dの4つの区分に分け、平成30年度に中間見直しを行い、目標年度である令和5年度に向けて進捗管理を行っていきます。また、年度ごとに取り組みの達成度を検証し、その効果を明確にしながら進めていきます。

◆取組時期

取組時期	取組時期A H26～	取組時期B ～H28	取組時期C ～H30 【中間見直】	取組時期D H30以降	目標年度 R5
A					
B					
C					
D					

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

◆取組時期別事業数

取組時期別事業数				
全体	A	B	C	D
79件	52件	19件	4件	4件
構成割合	65.8%	24.0%	5.1%	5.1%

第5章 めざす環境像を実現するための取り組み

1. 豊かな自然と快適な生活空間

1-1 自然環境

(1)施策対象分野	1-1-(1)山岳
(2)現状	
● 登山者のマナーとルールの啓発不足 小山町における山岳地域は比較的安全に登れる山が多く、富士山を初めて訪れる初心者が多いという特徴があります。このため登山者の高山の環境に対する知識が十分でなく、登山道以外の場所には立ち入らない、山に持ち込んだすべてのものは自宅まで持ち帰るなどのマナーとルールが一部守られていない事例も見受けられます。これらのルールの啓発が必要です。特に、登山のほか、山野草の盗掘やオフロード車の進入が原因となり、雨による浸食が増大して崩壊するなど、地形の変化が各所で起こっています。	

◇ 課題	◇ 取り組み
(i)登山者のマナー不足による山岳環境の荒廃	① 登山者のルールの徹底とモラル向上 (ア) 自然のものは自然のままに。 (イ) 持ち込んだものは自宅まで持ち帰る。 (ウ) 野生動物にエサを与えない。 上記の基本的なルールを登山ガイドや山小屋経営者、行政などが協力して、登山マナーの普及啓発を行い、モラル向上に取り組みます。 ② 行政指導・補助 登山マナーの啓発活動、登山道の環境整備などの指導や補助に行政が積極的に関わります。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①登山者のルールの徹底とモラル向上	A	富士山ナビゲーター配置の継続	3人	5人	R5	60.0%	観光交流課
		① 開山期間中の富士山須走口五合目において、登山指導及び観光案内を行う富士山ナビゲーターを配置し、遭難事故や道迷いの防止と合わせ登山にあたってのルールの案内やモラル指導を実施していきます。 令和4年度は3名の富士山ナビゲーターを配置しました。					
②行政指導・補助	A	富士山の自然環境保全への取り組みの実施（違法採集禁止・外来種侵入防止・オフロード車進入禁止）	2項目	3項目	R5	66.6%	くらし環境課
		② パンフレット等による違法採集禁止の周知、オフロード車の乗り入れ防止パトロール等を実施しました。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1-1-(2)森林
(2)現状	
● 林業経営の不振と林業従事者の高齢化 ウッドショックの影響により外国産材の流通が滞り、国産材の価格は上昇しましたが、国内の林業経営は不振が続いています。このため林業は後継者不足の問題に直面しており、結果として林業従事者の高齢化が進んでいます。 ● 放置された人工林の増加 ウッドショックの影響により外国産材の流通が滞り、国産材の価格は上昇しましたが、間伐や下刈りなどの森林管理を行い木材として搬出すると、赤字となることがほとんどです。このため、管理が必要であるにもかかわらず、放置されたままの人工林が増加しています。 ● 森林機能の低下 適切な管理をされず放置された林は、木々が密生しているため十分に生育できず貧弱な状態となっています。このような森林は水源かん養や土砂を安定化する力が乏しいうえ、大雪などが降ると倒れる木々が多くなります。	

◇課題	◇取り組み
(i)森林機能の向上	① 森林の公益機能を維持・増進する森林管理 森林の公益機能を維持、あるいは増進できるよう適正な間伐などの管理や、針広混交林のような公益機能に優れた森林への転換を進めます。
(ii)地元産木材利用の活性化	② 森林資源の活用、地元産木材利用の促進 木質バイオマスエネルギーの利用促進や、公共施設などにおける地元産木材の建材や加工品の導入など、森林資源を積極的に活用していきます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①森林の公益機能を維持・増進する森林管理	A	森林整備・保全事業 間伐面積	25.43 ha	50ha/年	R5	50.9%	農林課
		① 森林の公益的機能を維持するには適正な間伐が有効なため、継続していきます。 令和3年度に入ってから輸入木材製品が不足し、国産材の需給が逼迫したことに伴う国産材価格の高騰（いわゆるウッドショック）により、間伐する意欲が高まったため令和3年度はほぼ目標値を達成しました。令和4年度は木材価格がピーク時より下がった影響か、達成率が下がってしまいました。今後も引き続き利用間伐を進めるとともに、主伐・再造林を実施し、エリートツリー等への樹種転換と林業の低コスト化を推進します。					
②森林資源の活用、地元産木材利用の促進	C	木質バイオマスエネルギーの利用促進 木質ペレットの生産量	4,983 m ³	5,184 m ³ /年	R5	96.1%	農林課
		② 木質バイオマスエネルギーの利用を促進し、木質ペレットの生産量を増加させていきます。目標値の5,184 m ³ は、施設整備時の目標値です。 今後も木質バイオマスエネルギーの普及拡大を図るとともに、町内の製材所で加工された「富士山-金時材」のPRを行い、地元産木材利用を推進します。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1－1－(3)里地・里山
(2)現状	
● 変わりゆく里地・里山 里地・里山とは、自然と人の住む地域の間中にあり、集落とそれを取り巻く雑木林、農地、ため池、草原などで構成される場所をいいます。 平野部から山麓にかけての集落と、その周辺の農地や用水路を含めた里地は、小山町を代表する景観でした。しかしながら、農業を取りまく環境が厳しさを増す中、農家の後継者不足や高齢化により、農作業を行わずにそのまま放置された耕作放棄地も増加する傾向にあります。また、このような耕作放棄地のなかには外来植物が生育している場所もあります。 農業そのものも変化しており、農薬や化学肥料の普及や圃場整備による効率化が進みました。その結果、特に水田に依存して生活している生物は大きく減少するなど、景観だけでなく、生態系にも変化が起きています。 集落周辺の雑木林である里山は、かつては人々の生活に密着しており、木は薪や炭などの燃料に、草は田畑の肥料などに利用され、適度の伐採や刈り取りによって管理されていました。 しかしながら、家庭の燃料が石油やガスなどの化石燃料に代わり、化学肥料が普及するようになると、雑木林は利用されなくなりました。また、山麓の集落の人口が減ったことも環境の変化に拍車をかけ、人の手が入らなくなったため、里山は密生した林となりつつあります。 適度に日があたる雑木林が密生した暗い林に変化したため、そこに住む生物も影響を受けています。明るい森林や草地を好む生物のなかには減少したものもあります。 一方、かつては集落周辺ではあまり見られなかったシカやイノシシなどの大型の哺乳類が、集落にまで出没するようになりました。農作物へ大きな被害を与えており、住人たちとの軋轢が問題となっています。	

◇課題	◇取り組み
(i)里地・里山の環境変化	① 里地・里山の現状の理解 里地・里山の現状について把握し、重要性について普及啓発します。
	② 地産地消・環境保全型農業の推進 健全な農地を守るために、地元産の農作物を積極的に購入するよう働きかけます。また、環境保全型農業について推進し、安全・安心な農業を進めます。
	③ 里地・里山の維持管理活動の実施・参加 市民農園や、Ｉターンなど新規の就農希望者への農地の貸し出しなど、耕作放棄地を活用できるようなしくみを充実します。また、農業体験などのイベントも開催し、多くの人が里地の環境に関心を持ってもらうよう働きかけます。
	④ 農業の多面的機能に対する支援 農業は食糧生産だけでなく、水田による地下水のかん養や生物多様性の維持など多面的な機能をもっています。これらの機能を評価し、維持するための支援を行います。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①里地・里山の現状の理解	A	里山等で活動する団体等との連携した取り組みの数	2回	5回／年	R5	40%	農林課
		① 目標値は、山腹崩壊を未然に防ぐ簡易工法の施工体験や、森林の更新を図るための造林技術の提供及び植栽体験の実施回数です。 令和4年度は新型コロナウイルス感染が落ち着いたことから、3年ぶりに森林保全の推進に資する勉強会と森林の現況の調査に関する研修会を実施しました。今後も活動を推進します。					
②地産地消・環境保全型農業の推進	A	環境保全型農業を実施するエコファーマーの認定数	0人 累計:26人	32人 累計	R5	81.3%	農林課
		② 目標値を地産地消・環境保全型農業の推進のため、エコファーマーの認定数としています。 食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するためにGAP（農業生産工程管理）について、周知していきます。					
③里地・里山の維持管理活動の実施・参加	B	農業体験イベントの参加人数	100人	200人／年	R5	50%	農林課
		③ 具体目標を多くの人に農業への関心を持ってもらうために、農業体験の参加人数としています。 現在港区の小学校2校が、田植え・稲刈りを実施しています。 令和4年度は、稲刈り体験（1校）を実施しました。					
④農業の多面的機能に対する支援	A	中山間直接払交付金や農地・多面的機能支払交付金の活用地区数	1地区 累計:15地区	16地区	R5	93.8%	農林課
		④ 農業の多面的機能に関する支援として、中山間直接払交付金、農地・多面的機能支払交付金を利用することが、課題に対する取り組みとして有効なため継続していきます。 令和4年度は新規に1地区追加され、5年度からさらに2地区増加しております。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1－1－(4)動植物
(2)現状	
● 増加しつつある外来種 近年、河川や道路脇、あるいは耕作放棄地などを中心に特定外来生物であるオオキンケイギク、オオハングソウ、アレチウリや要注意外来生物であるコカナダモなどの外来種が多くみられるようになってきました。また、動物ではハクビシンやオオクチバス（ブラックバス）などが町内各地でみられるようになりました。これらの外来種の増加により、もともと小山町で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に悪影響を与えつつあります。（平成 22 年度静岡県特定外来植物生息分布調査・平成 21 年度静岡県特定外来生物分布状況実態調査より） ● 不足している生物情報 小山町では編纂された町史などによる生物の情報はあつものの、調査された年代や調査内容に違いがあるため、基礎的情報として利用するには十分とはいえません。 ● 生物の生育・生息環境の変化 農林業の衰退による山林や農地の荒廃や、宅地化などの開発は、生物の生育・生息環境に大きな変化をもたらしています。このため、ゲンゴロウなど以前は普通に見られた生物でも、生息場所が減少したため、貴重な種となった生物が多くなります。その一方で、外来種のように変化した環境に適応して増加した種もいます。 ● 動物による農林漁業被害の増加 最近、山麓部の農地を中心にニホンザル・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシンが出没し、農作物に大きな被害を与えています。特にニホンジカについては、個体数が増加傾向にあり、スギ、ヒノキ等の造林木の枝葉の食害と樹皮被害による枯損の害、果樹やイネの食害など、農林業被害は多岐にわたっています。また、わが国の高山帯の気候的極相林（自然遷移の最終段階）であり、富士箱根伊豆国立公園の主要な植生でもある太平洋側ブナ林に対する食害も深刻な問題となっています。	

◇課題	◇取り組み
(i)外来種の増加の抑制	① 外来種の増加の抑制と侵入の防止 外来種については、町内での生育・生息状況を把握し、駆除など適正な対策により増加を抑制し、分布域を縮小させることに取り組みます。また、外来の園芸種などが野外へ広がることのないよう適正な管理を行うよう働きかけます。
(ii)生物情報の充実化	② 生物情報の収集とデータベース化 生物調査を町民と協働して行うことなどにより、生物情報を充実していくことに取り組みます。既存の情報と新たに得られた情報を基に、生物情報のデータベースや小山町版レッドデータブックを作成するなど、環境に関わる事業に活用できる情報を整備していきます。
(iii)生物の生育・生息環境の変化の把握	③ 生物の生育・生息環境の保全と創出 貴重種や地域の生態系を代表する種(シンボル種)の生育・生息環境の保全に取り組みます。また、公共施設や水路、住宅地などで地域の生態系に合った環境づくりを進めます。
(iv)農林漁業被害への対応	④ 農林漁業被害の防止 国や県などの関係機関と連携して、農地や人家周辺に野生鳥獣が侵入したり、誘引されたりしないような防止策を充実させることに取り組みます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
①外来種の増加の抑制と侵入の防止	B	道路・河川整備に伴う法面緑化材の在来種の採用	0箇所／ 0箇所	対象案件 全てに対 応	R5	—	建設課
		① 令和4年度は法面緑化工事を行っておりませんが、今後も法面緑化材を使用する場合は、在来種を使用していきます。					
②生物情報の収集とデータベース化	D	文献調査及び現地調査の実施による生物情報の発信	累計 5地区	5地区	R5	100%	くらし 環境課
		② 成美・明倫・足柄・北郷・須走の5地区を対象に、小学生による水辺の生物調査を継続して実施していきます。（H28 足柄・H29 成美・H30 北郷・R1 明倫・R3 成美 R4 町内小学校4～6年生の応募者で実施しました。） 調査・情報の発信により、町民等に対して、自然環境、河川環境がかけがえのないものであるとの思いの醸成を促していきます。 令和3年までに町内4地区の小学校で実施し、令和4年度は町内小学校4～6年生を対象に公募し8名が応募、当日5名で調査を行いました。					
③生物の生育・生息環境の保全と創出	D	土地利用対策委員会を通じた指導	12件 ／ 12件	対象案件 全て指導	R5	100%	くらし 環境課
		② 土地利用対策委員会の手続き時に環境負荷の低減に向けた指導を継続していきます。 令和4年度は、12件の土地利用に関する承認申請等があり、内容の確認と状況に応じた指導を実施しました。					
④農林漁業被害の防止	A	有害鳥獣による農業被害額	10,064 千円/年	11,159 千円/年	R5	188%	農林課
		④ 目標値及び目標年次は、小山町鳥獣被害防止計画（基準年を平成28年度と規定）で定めた被害額及び目標年次としています。 基準値は、目標値の設定に用いた平成28年度時点の被害額 12,399 千円としています。 達成率は（（実績値－基準値）／（目標値－基準値））×100＝増減の実績／増減の目標×100 で算定されます。 （（10,064 千円－12,399 千円）／（11,159 千円－12,399 千円）） ×100＝188%					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

1-2 快適な空間

(1)施策対象分野	1-2-(1)公園・緑化・花壇
(2)現状	
● 公園の現況 現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。町民一人当たりの都市公園面積は6.8㎡です。 ● 緑化の現況 緑化については、小中学校や公共施設で緑化が行われていますが、町民や事業所に対する緑化促進の取り組みは緑化フェアのみとなっています。また、花壇づくりは須走本通りのほか、小中学校や各地のボランティアによって個別に進められています。	

◇課題	◇取り組み
(i)公園に対するニーズの変化への対応	① 既存公園の再生とネットワーク化 既存公園を地域住民の意見などにより再生し、より魅力のある公園づくりを行うとともに、これらの公園をネットワーク化し、町全体の公園利用をより魅力あるものとしします。
(ii)公園の整備・維持管理における住民参加の促進	② 多様な利用者を想定した特色ある公園づくり 子供たちのみではなく、高齢者や観光客などの利用も勘案し、多様な利用者を想定した公園づくりを行います。
(iii)公園の育成	③ 行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成 公園の整備に当たっては、地域住民の参加が不可欠であり、公園の計画や施工、管理など可能な範囲で、行政と町民などの協働による公園づくりや育成を行います。
(iv)緑化を促すしくみがない	④ 地域性を活かした緑化や花壇づくり 地域の緑化や花壇づくりでは、まちなみの重要な要素であるため、地域の気象や集落のイメージなどにあわせた整備や管理を行います。
(v)花壇づくりの推進	⑤ 公共施設等の緑化推進 地域の緑化の核として公共施設を位置づけ、率先的に緑化を推進します。
	⑥ 普及啓発と緑化指導の強化 公園緑地に関する意識啓発と利用などの促進のため、普及啓発と緑化指導を行います。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①既存公園の再生とネットワーク化	B	必要に応じた既存公園の改修	1箇所	1箇所	R5	100%	都市整備課
		- 令和4年度時点で町内の都市公園数は34箇所です。 - 既存公園の改修は、巡回や利用者の通報等で把握し、必要性を適切に判断しており、令和4年度においては金時公園の土俵の改修工事を実施しました。					
②多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	B	地域特性を活かした公園づくりの実施	0箇所 累計:2箇所	4箇所	R5	50.0%	都市整備課
		② 都市計画マスタープランに示されている2箇所（小山、北郷）とは別に、豊門公園及び金時公園を加えたことにより目標値を2箇所から4箇所としています。 北郷地区で実施している都市計画道路事業に合わせ、公園整備を検討していますが、令和4年度は具体的な取組みは行いませんでした。					
③行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成	B	地域住民による維持管理の推進（総数：34箇所）	34箇所	34箇所	R5	100%	都市整備課
		③ すべての都市公園、緑地で行政と住民等の協働の手法である集落支援員制度を活用し、公園づくりや公園の育成に努めておりますので、達成率は昨年同様100%となりました。					
④地域性を活かした緑化や花壇づくり	B	グリーンバンク活用団体数	32団体	37団体	R5	86.5%	農林課
		④ 具体目標をグリーンバンク活用団体数とし、地域の花壇整備を支援していきます。					
⑤公共施設等の緑化推進	C	小中学校の花壇の整備や畑の耕作実施（小中学校8校）	累計:8校	8校	R5	100%	学校教育課・農林課
		⑤ 小中学校での花壇の整備や畑の耕作は、児童・生徒にとって貴重な体験なので継続していきます。 引き続き、グリーンバンクから春と秋に配布される花の種や球根を利用して花壇の整備を進めます。					
⑥普及啓発と緑化指導の強化	B	普及啓発(イベントの開催や小冊子の作成など)と緑化指導の強化	0回	3回/年	R5	0%	都市整備課
		⑥ 公園の芝生化イベントや芝生管理講習の開催等を年3回実施することを具体的な数値目標としています。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により開催できませんでした。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1-2-(2)まちなみ・まちづくり
(2)現状	
● 景観の現状 現在、小山町は景観への取り組みとして、富士山の世界遺産登録に合わせ平成 26 年度に景観行政団体へ移行するための準備、平成 27 年度に景観計画の策定と景観条例を施行しました。また、現在適用されている条例としては静岡県屋外広告物条例があります。 ● 交通の現状 町内においても自動車保有台数が平成 21 年頃までは増加していましたが、その後は横ばいで推移しています。このような状況ですが、路線バスなどの公共交通は衰退しています。現在町では、平成 28 年 6 月に策定された小山町地域公共交通網形成計画に基づき、誰もが利用しやすい、持続可能な公共交通体系の実現を目指します。	

◇課題	◇取り組み
(i)水との関わり方の変化	① 水辺を活かしたまちづくり 身近な水辺を活かした、小山町らしいまちづくりを行います。
(ii)歴史・文化遺産の活用	② 歴史・文化遺産の保全と活用 史跡や石造物など多様な歴史・文化遺産を保全し、まちづくりや観光の視点から持続可能な利用を図ります。
(iii)統一感のあるまちなみづくり	③ 景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化 景観整備の具体事例として景観重点地区を設定し、景観整備による効果を具体化します。
(iv)歩行者や自転車利用者の安全の確保	④ 観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり 各種の観光拠点をネットワーク化し、連携して観光やまちづくりを進めることにより、歩いて楽しいまちづくり（歩道整備等）を行います。
(v)各種利用拠点の連携	⑤ 公共交通の充実 地域住民や公共交通関係者等によって組織されている「地域公共交通会議」を開催し、協働で「誰もが利用しやすい、持続可能な公共交通体系の実現」を目指します。 また、パーク＆ライドなどの取り組みにより鉄道交通の利用を促進します。
	⑥ 自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備 環境に優しい交通機関として自転車の利用を促進するとともに、自転車道のネットワークを整備します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
①水辺を活かしたまちづくり	B	ビオトープの整備・維持管理	5箇所	5箇所	R5	100%	農林課・生涯学習課
							① 中島・湯船・上野（2箇所）、総合文化会館にホタルのビオトープを設置しており、この環境を適正に維持管理していきます。
②歴史・文化遺産の保全と活用	B	文化財講座の開催	3回/年	3回/年	R5	100%	生涯学習課
							② 具体目標を文化財講座の開催とし、町民に広く文化財を周知するため、世界文化遺産富士山をはじめ、指定文化財や登録文化財に関する講座を開催していきます。 令和4年度は3講座を開催し、世界文化遺産富士山や国登録有形文化財の豊門会館、西洋館等においてその歴史や文化について学習する機会を創出しました。
③景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化	A	景観重点地区における指導	0／0件	対象案件全てに指導	R5	100%	都市整備課
							③ 具体目標は、景観重点地区設定の完了に伴い、景観重点地区（富士浅間神社区域、国道138号沿道・周辺区域）における適合指導としています。 令和4年度は申請がありませんでした。
④観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり	B	観光振興計画の推進(観光交流人口)	350万人	450万人	R7	77.7%	観光交流課
							④ 令和2年度に第二次観光振興計画を策定しました。観光振興会議の中で観光振興計画アクションプランにより、観光に関する様々な項目ごとに目標値を設定し、進捗率管理を行っていきます。 社会情勢を慎重に見極めつつ、変化する趨勢を踏まえ、多様な要望に応えられるような、きめ細やかな観光サービスの提供を目指します。
⑤公共交通の充実	A	町が「快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合	39%	50%	R5	78.0%	企画政策課
							⑤ 令和2年4月より定時運行型、デマンド型を併用したコミュニティバスを運用しています。定時運行では、学校と調整し、登校・下校時間に合わせた運行ダイヤの作成、デマンド型では287箇所（令和5年4月1日時点）のバス停設置や、ワクチン接種、選挙時に利用する際の運賃免除を実施しました。また、2市1町共通利用券とコミュニティバス回数券の引き換えを可能としたことで、より利用しやすい環境を整えました。 令和5年4月からは学校の長期休暇期間の運行台数を増やし、平日3台・土日祝日2台体制とし、スマートフォンから購入できるデジタル定期券・回数券の販売を開始するなど、さらなる利便性向上を進めていきます。
⑥自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備	B	駅や高速バス停の駐輪場整備・維持管理	0箇所 累計:3箇所	3箇所	R5	100%	商工振興課・建設課
							⑥ 令和元年度に足柄駅に駐輪場の設置が完了し、駿河小山駅と東名足柄バス停を含め3箇所の目標を達成しました。今後の目標値は現状維持としますが、駐輪場需要の変化を踏まえ、必要に応じて駐輪場整備を継続していきます。

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1-2-(3)眺望と田園景観
(2)現状と課題	
● 眺望と田園景観の現況 環境基本計画策定時、計画的な土地利用の推進のため土地利用計画の策定をすすめています。	

◇課題	◇取り組み
(i)田園景観を保全するしくみづくり	① 土地利用計画などの策定 景観に大きく影響する土地利用について計画的に実施し保全すべき景観を守ります。
	② 総合的な景観施策の展開 景観法による景観行政団体となり独自の景観施策を展開するなど、町としての総合的な景観を保全・創出するしくみをつくります。
	③ 小山町らしい景観の保全 田園風景や湧水、富士山や金時山の眺望など小山町らしい景観を保全します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①土地利用計画などの策定	A	景観計画及び景観条例に基づく指導	21件 ／21件	対象案件 全て指導	R5	100%	都市整備課
		① 小山町景観計画及び小山町景観条例は平成27年度に策定済みのため、具体目標を年間指導件数としています。 令和4年度は21件の申請があり、指導をしました。					
②総合的な景観施策の展開	A	観光地エリア景観計画に基づく整備	0地区	3地区	R5	0%	都市整備課
		② 平成27年度に策定した景観計画により、観光地エリア景観計画に基づく整備を3地区（足柄、富士山、成美）で計画しています。 令和4年度は、観光地エリア景観計画に基づき、該当地区での行為に対し、良好な景観となるよう誘導は行っているが、計画全ての事業が完了していないので0%としました。					
③小山町らしい景観の保全	A	公共施設景観形成ガイドラインの策定	届出フロー検討	策定	R5	20.0%	都市整備課
		③ 平成27年度に策定した景観計画により、公共施設景観形成ガイドラインを策定する予定です。 ガイドラインの策定は令和5年度以降ですが、令和4年度は届出フローの検討を実施しましたので、達成率は20%としました。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

1-3 農業

(1)施策対象分野	1-3-(1)農業をとりまく環境
(2)現状	
● 減少する農家と農地 小山町の基幹産業である農業は、稲作を主軸として、豊富な湧水を利用した水かけ菜やわさびなどが栽培されています。農家は、令和2年度で町内に649戸あり、町内の全戸数の約1割を占めています。経営面など農業を取りまく環境は厳しさが増しており、農家数は年々減少する傾向にあります。特に規模の小さい兼業農家が大きく減少しています。 農家数の減少に合わせて、農地も減少傾向にあり、担い手不足などから耕作が行われなくなった農地が町内に点在しています。手入れがされなくなった耕作放棄地は雑草が生い茂り、農業にとっての害虫の発生源になるなど、環境上の問題も抱えています。	

◇課題	◇取り組み
(i)農地の荒廃と減少が進んでいる	① 農業を続けられる環境の整備 小山町の農業の魅力を高め、農業者が意欲的に農業を続けていくことのできるような環境整備を進めます。具体的には、地産地消のシステムづくりや新たな担い手の確保などです。
	② 耕作放棄地の有効活用 基盤整備や作付を推進し、耕作放棄地の有効活用を図ります。
(ii)農業従事者不足や高齢化による農業の継続が困難になっている	③ 情報の蓄積と相談窓口の整備 耕作放棄地となっている農地の把握や農業者の斡旋などのしくみづくりを進めます。
	④ 農作業体験や新規就農の支援 将来の就農を視野に入れた農作業体験の実施を行います。 農業次世代人材投資資金など、補助制度の活用を推進し、新規就農支援を進めます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①農業を続けられる環境の整備	A	地域での人・農地プランの作成数	0件 累計:6件	8件 累計	R5	75.0%	農林課
	① 地域の話し合いにより、耕作者の年代情報や後継者の確保状況など地域の現状を地図により把握し、地域の将来方針を記載する「人・農地プラン」を年間1件作成することを目標としています。 これまでに、吉久保地区×2、棚頭地区、所領地区、上野（下ノ原）地区、小山町全体地区が「人・農地プラン」を作成していますが、令和4年度の新たな作成は0件でした。なお、令和5年度から「人・農地プラン」が「地域計画」に改められ、令和6年度中に全域で策定することが義務付けられました。 ※「人・農地プラン」は、農林水産省が平成24年から進めている農業者が話し合いにより、地域農業の将来の在り方などを明確化し、市町が公表する人と農地の問題を解決するための「未来設計図」。。						
②耕作放棄地の有効活用	A	耕作放棄地の面積	7ha	7ha	R5	100%	農林課
	② 農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、町内農地の利用状況を調査しています。現状の遊休農地面積は7haであり、平成30年度から令和4年度までに17.9haの耕作放棄地が解消されています。引き続き基盤整備や多様な担い手での利用を促し耕作放棄地の解消に努めていきます。						
③情報の蓄積と相談窓口の整備	A	農地中間管理機構を活用した農地の集積面積	26.2ha 累計54.0ha	30ha 累計	R5	180%	農林課
	③ 農地の有効活用を図るため、担い手への農地の集積や集約化を推進する「農地中間管理機構」の活用面積を目標値としています。 ※「農地中間管理機構」は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき都道府県に設置された農地の中間的受け皿組織で、通称は「農地バンク」という。						
④農業体験や新規就農の支援	B	新規就農者数	0%	1人/年	R5	0%	農林課
	④ 令和4年度は新規就農者の育成を兼ね足柄ふれあい農園にて初心者向けの野菜の作付け講習会を2回実施しました						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1-3-(2)環境保全型農業・資源循環型農業
(2)現状	
環境にやさしい農業、農産物への関心が高まりつつあります。また、平成16年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設し、水稻専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。 農薬の取り扱いについては、農業者において流出防止のための措置がとられています。不要となった農薬はJAにより回収が行われています。また、マルチなどの農業用廃プラスチックの回収も進められています。	

◇課題	◇取り組み
(i)環境保全と環境への負荷の少ない農業	① 環境保全型農業の推進 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園等を営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。
	② 資源循環型農業の推進 地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進します。
	③ 農業用資材の環境負荷低減 農業に用いる資材は、環境負荷の低いものを使用するようにします。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①環境保全型農業の推進	A	国際水準GAP（農業生産工程管理）に取り組む人数	0人 累計:23人	22人	R5	104.5%	農林課
		① 食品安全・環境保全・労働安全等の研修を受け、農業者自身が農場経営の課題を認識し改善に取り組む「国際水準GAP」に取り組む人数を具体目標としています。					
②資源循環型農業の推進	D	堆肥製造施設件数	1件 累計:3件	3件	R5	100%	農林課
		② 製造量を把握することが困難であるため、施設件数の維持・増加を目標としています。 現在の施設は、鈴木牧場、㈱サンファーマーズ（2件）です					
③農業用資材の環境負荷低減	A	エコ米に取り組む水田面積	25ha	32ha	R5	△133%	農林課
		③ 化学合成農薬5割減、化学肥料5割減を実施する「エコ米」に取り組む水田面積を具体目標とし、目標値は、32haとしています。 基準値は、目標値の設定に用いた平成29年度時点の面積29haとしています。 達成率は（（実績値－基準値）／（目標値－基準値））×100＝増減の実績／増減の目標×100で算定されます。 （（25ha－29ha）／（32ha－29ha））×100＝△133.3%					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	1-3-(3)地産地消と食育
(2)現状	
● 注目される地元産農産物 「安全・安心・新鮮・おいしい」を旗印に、地元産農産物が注目を集めています。現在、町内の各地区に農産物直売所があり、地元産農産物の消費を拡大する試みが行われています。地元産農産物を地元で消費する地産地消は、食糧の多くを海外からの輸入に頼るわが国にとって食糧の自給率を高めることであり、遠くから運ばれてくる際に消費するエネルギー(フードマイレージ)を下げることにもつながります。	

◇課題	◇取り組み
(i)地元産農産物の需給拡大	① 地産地消の推進 地産地消をさらに推進します。
	② 農産物の小山町ブランドをつくる 知名度の向上や安定供給の確保のために、地元産農産物のブランド化を進めます。
	③ 農と食育 地元産農産物への理解を深める食育を進めます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①地産地消の推進	A	農産物直売所へ出荷している農業者数	201人	200人	R5	101%	農林課
		① 道の駅ふじおやま(98人)、道の駅すばしり(18人)、ファーマーズ御殿場(85人)に農産物を出荷している人数を目標値として、増加のために取り組んでいます。					
②農産物の小山町ブランドをつくる	D	町内農産物・加工品のブランド数	0件 対:5件	7件	R5	71.4%	農林課
		② 平成29年度に「干し芋」がブランド化され、ブランド数は5件(コシヒカリ、水掛菜、トマト、わさび、干し芋)となりました。さつまいも(紅はるか)の作付けも順調に増え、評判も上々で、期待されている商品です。今後は、「もち」について、推進していきます。					
③農と食育	A	町内各園・小学校の農業体験プログラム数	6園 4校	6園 5校	R5	90.1%	農林課 ・健康増進課
		③ こども園(レッツゴーファーム)、小学生(5年生)が、農業委員会や農協各支店の協力により農業体験を実施しています。こども園は農業委員会、小学校は農協青年部の協力により実施しました。					

※取組時期 A:可能な限り早期に着手 B:概ね3年を目処に着手 C:概ね5年を目処に着手 D:5年を超えるもの

2. きれいな水と空気、安全な生活環境

2-1 水

(1) 施策対象分野	2-1-(1) 水質・水量
(2) 現状	
小山町の環境の特徴の一つとして「豊かな水」があげられ、河川の水質検査を町内各地でおこなっています。 河川の水の汚れは、須走地区の下水道普及などにより、一時期よりは改善してきていますが、水質の汚濁もみられます。 小山町の地下水は豊富といわれています。産業等の発展に伴い、地下水汲み上げ量が増える可能性があるため、地下水の経年的な変化の把握や評価、保全のための対策が必要となっています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i) 水質・水量の監視体制の強化が必要	① 水質・水量の定期検査、監視体制を整える 水質調査は町内約 24 箇所の河川で行われていますが、経年的な比較などを含め水質の状況を把握します。地下水位調査は町内 2 箇所において実施しており、今後も継続して地下水量の把握に努めます。
	② 情報の公開 水質・水量の調査結果の町民への情報提供のあり方について検討していきます。
	③ 水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進 水質悪化防止対策として、水質汚染物質の管理(下水道整備や事業所対策、各家庭の排水処理)と普及啓発などを進めます。
(ii) 水質悪化・水量減少の懸念がある	④ 水を利用した産業からの水質維持 水を利用した産業(わさび栽培やニジマス養殖)も盛んですが、水質確保への協力や流出する水の水質維持に努めます。
	⑤ 河川の清掃と浄化機能の確保 堰や河川へのごみ投棄の防止や清掃活動をいっそう推進します。また河川の浄化機能向上を目指し、必要な河川流量の確保や自然型護岸の整備を進めます。
	⑥ 地下水保全のための取り組みを進める 地下水を保全する取り組みとして、地下水くみ上げの届出制度や条例など保全のための施策・制度を検討・制定していきます。また、節水や地下水のかん養(雨水浸透、透水性舗装、水田)のための取り組みを進めます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
①水質・水量 の定期検 査、監視体 制を整える	A	河川・井戸の水質検査の実 施	河川 24 井戸 2	河川 24 井戸 2	R5	100%	くらし環境課
	① 目標値を河川・井戸のそれぞれの測定箇所数とし、同じ場所で継続して調査を実施して いきます。 河川については、現環境審議会委員等の意見を参考に、令和3年度から 10 箇所（本 流）を年4回、14 箇所（支流）を年 1 回測定しました。 井戸については令和2年度は菅沼 1 箇所で開催していましたが、令和 3 年度から湯 船原の 1 箇所の測定を開始しました。						
②情報の公開	C	町内河川・井戸の水質情報 の公開	河川 24 井戸 2	河川 24 井戸 2	R5	100%	くらし環境課
	② ①の河川と井戸の水質情報について年次報告書で公表します。						
③水質を汚染 する物質の 管理と水質 浄化の推進	A	下水道への接続と合併処理 浄化槽設置の促進	68.6% (暫定)	76.9%	R5	89.2%	上下水道課・ くらし環境課
	③ 須走地区において、下水道未接続世帯に対し、接続促進 PR を継続していきます。ま た、個人住宅への合併処理浄化槽の設置促進については、補助金制度を継続していきます。 【小山町全体】人口（17,359人） 【須走地区】 人口（3,969人） 下水道計画区域内人口（3,722人） 接続人口（3,531人） 未接続人口（191人） 合併処理浄化槽（115人） 単独処理浄化槽（69人） 汲取り（7人） 下水道計画区域外人口（247人） 【須走地区以外】 人口（13,390人） 合併処理浄化槽人口（8,466人） 単独処理浄化槽人口（4,603人） 汲取り処理人口（568人） ○下水道接続率（94.9%）＝接続人口（3,531人） ／下水道計画区域内人口（3,722人） ○合併処理浄化槽処理率（62.1%）＝設置人口（8,466人）／（人口（17,359人） －下水道計画区域内人口（3,722人）） 町全体の生活排水処理状況 下水道計画区域内人口 3,722人（21.4%） 合併処理浄化槽処理人口 8,466人（48.8%） 単独処理浄化槽処理人口 4,603人（26.5%） 汲取り処理人口 568人（3.3%）						

令和5年3月31日現在

取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
④水を利用した産業からの水質維持	A	ニジマス養殖産地に適合した水質確保のため、定期的な水質検査の継続	4回	4回／年	R5	100%	くらし環境課
	④ 養鱒場上流での年4回（内3回はBOD他7項目、1回はBOD他14項目）。水質検査は、ニジマス養殖産地に適合した水質確保のため継続して実施していきます。						
⑤河川の清掃と浄化機能の確保	B	リバーフレンドの登録団体数	5団体	5団体	R5	100%	建設課
	⑤ 具体目標をリバーフレンドの登録団体数とし、団体を支援していきます。登録団体は小山町役場、祭りボランティア、向方区、宿区、用沢5・7班の5団体で、現登録団体数の維持に努めています。						
⑥地下水保全のための取り組みを進める	C	地下水位の定点観測の実施	2箇所	2箇所	R5	100%	企画政策課
	⑥ 棚頭・一色地区の2箇所において定点観測を毎月実施して地下水位を監視し、年間データをまとめ、過去と比較して変化が無いことを確認しています。 湧水地については、夏・冬の年2回町内5箇所の調査を行い、湧水量が過去と比較して変化が無いことを確認しています。 今後も上記活動を実施し、地下水の監視を継続していきます。						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	2-1-(2)水資源の有効利用
(2)現状	
小山町は地下水が豊富なため、これまで資源としての水についてそれほど意識されてきませんでした。このため雨水利用などに対する意識が低くなっています。またニジマス養殖などの水産業も盛んですが、一時期よりも生産量は減少してきています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i)水資源利用のあり方を検討する	① 水利用のあり方について検討する 水資源の有効利用のため、流域間や小山町全体を含む広い地域において水資源の実態を把握し、保全と有効活用のあり方を検討していきます。
(ii)水資源を活用した産業の振興	② 再生水・雨水利用の促進 身近なところで雨水や上水の再利用を進め、水を無駄にしない取り組みを行います。
	③ 水資源を活かした特産品の需要拡大 町内ではニジマスなど水資源を活かした産業が盛んなため、これらの活性化を図っていきます。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①水利用のあり方について検討する	A	地下水を採取している町内全事業所に対する揚水量調査の実施	1回	1回／年	R5	100%	企画政策課
		① 標記調査を実施しているのは本町だけでなく、県内全ての市町が実施しています。各市町がこのデータを水系（エリア）毎に集計し県に報告すると、県はそのデータを集約し、地下水賦存量調査結果としてHP上で公表をします。これにより、広域的な水系毎における賦存量と使用量を把握する事が出来ます。こうした資料を活用しながら地下水のあり方を検討していきます。					
②再生水・雨水利用の促進	A	雨水の利用促進	0回	2回／年	R5	0%	くらし環境課
		② 水資源は潤沢であり、役場庁舎等での雨水利用は現実的ではないため、町民に向けて雨水利用を促進していきます。 目標値を広報（無線放送）や講演会等での再生水・雨水利用の啓発回数として取り組んでいきます。					
③水資源を活かした特産品の需要拡大	B	ニジマスブランド化、特産品としての確立	2件	50件／年	R5	0%	商工振興課
		③ 平成27年にニジマスの「レッドキャビア」と「切り身」をふるさと納税の返礼品として登録しましたが、平成30年度から「レッドキャビア」は登録から外しましたので、「切り身」だけの実績となります。また、令和4年度の途中から、須川養魚場の都合により、「切り身」も提供不可となっていますので、本項目は次期計画には掲載できないものと考えます。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

2-2 大気・土壌

(1)施策対象分野	2-2-(1)大気・土壌
(2)現状	
小山町では、4地区の測定箇所を2年ごとに順次変えながら大気中のダイオキシン類の定量分析調査を行っています。 静岡県では、県下の一般環境大気測定局58局で大気汚染物質濃度調査を行っています。小山町の近くでは、御殿場市役所に測定局がありますが、いずれの測定局においても、近年は、光化学オキシダントを除いて環境基準をおおむね達成しています。	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i)町内の空気の状況は充分には把握されていない	① 大気や土壌の現状を把握する 大気や土壌の現状を把握するため、測定地点・項目を検討し、併せて取得したデータを評価し、町民に公表する取り組みを進めます。
	② 「空気の澄んだまち」を実現する取り組み 小山町の優れたところである「空気の澄んだまち」を実現・維持するため、野焼きへの対策やエコドライブの取り組み、畜産臭気への対策などを行います。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①大気や土壌の現状を把握する	A	大気や土壌の測定情報をHP等への情報公開の実施	0回	1回／年	R5	0%	くらし環境課
		① 大気や土壌の測定情報は、必要な場合は測定を実施し、町民に知らせていきます。 目標値をHP等への公開回数としています。 令和3年度までに環境基準を超過した地点がなかったため、令和4年度は測定を行いませんでしたが、必要な場合は測定を実施します。					
②「空気の澄んだまち」を実現する取り組み	A	野焼き原則禁止の普及啓発活動（無線放送、広報掲載）	4回	4回／年	R5	100%	くらし環境課
		② 苦情の多い野焼きについては原則禁止であることの周知のため、普及啓発活動を継続して実施していきます。 目標値は無線放送等の実施回数としています。 令和4年度の苦情件数は4件で、現地に出向き適切な対応を求めています。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

2-3 安全・安心な生活環境

(1)施策対象分野	2-3-(1)公害
(2)現状	
ダイオキシン類については、平成 11 年 7 月 16 日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中のダイオキシン類の量などについて新たに基準が設けられました。小山町では平成 12 年度から公共域における大気中のダイオキシン類の濃度を毎年測定しており、測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査箇所を 2 年ごとに変えながら年間 4 回、24 時間連続測定を 1 週間実施していましたが、おおむね全国平均値と同等の濃度であり、環境基準を大きく下回っているため、令和 2 年度から測定の実施を休止しました。 公害の苦情については近年では年間数件程度で、悪臭（薪ストーブ）、騒音（中間処理施設）、大気（野焼き）に関するものが寄せられています。 不法投棄については、人目につきにくい河川や山間部などで多くみられ、毎年 6 t から 7 t 程度が確認されています。不法投棄物の区分としては、鉄類、粗大性可燃ごみ、自転車、廃タイヤ等が多くなっています。 小山町は県下でも有数のゴルフ場の多い自治体ですが、近年はゴルフ場の排水から農薬が検出されることも少なくなり、県の立ち入り検査の数も減少しています。 農業における取り組みとしては、JA により不要農薬の回収が行われています。また、JA のラジコンヘリによる農薬の一斉空中散布、トレーサビリティ（生産履歴管理システム）の充実、特別栽培米（ブランド米）の推奨により、結果として農薬の減量につながっています。	

◇課題	◇取り組み
公害という言葉は近年ではあまり使われなくなりましたが、寄せられる苦情は感覚公害と言われる騒音・振動・悪臭に関するものが増えています。健康被害には至らなくても、人にアノイアンスを与えることも問題となっています。 土地の改変や人の活動域の拡大による野生生物や自然環境への影響も問題となっています。 まずは、不法投棄・ポイ捨てを私たちの周りから根絶させることが重要です。 利用されている化学物質は 5 万種類とも言われており、これを適切に管理することも大切です。 最近、気候変動に起因していると考えられる災害が多く発生しています。原因の一つは温暖化ガスの排出であると言われています。温暖化ガスの排出抑制に向けた活動を実施していくことが大切です。	① 周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する 騒音については、周囲環境に配慮した音量や音の出し方を工夫する取り組みを進めます。
	② 小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する 光害については、農業への影響軽減と不必要な夜間照明への対策を行います。
	③ 自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する 振動については、自動車交通等への対策を進めます。
	④ 工場などの騒音・振動を適正に管理する 苦情の発生にいち早く対応していきます。
	⑤ ポイ捨て・不法投棄をなくす ポイ捨て・不法投棄対策では、平成 8 年に定めた「小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を制定していますが、さらなる意識啓発、根絶させるための対策を検討していきます。
	⑥ 有害化学物質を適正に管理する 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園などを営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。

(3)取り組み内容

取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する	A	騒音の周辺環境への配慮と適切な対策の実施	1 件／ 1 件	対象案件全てに指導	R5	100%	くらし環境課
		① 対象を公共施設だけでなく全てに広げ、騒音の苦情があった時は原因を確認し、関係者に指導します。目標値を対象案件全てに指導することとしています。 令和4年度は、騒音に関する苦情は 1 件でした。					
②小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する	A	公共施設での夜間照明施設の使用時間の制限の実施	苦情無 午後9時迄	使用時間の制限	R5	—	生涯学習課
		② 小山中学校、北郷中学校、須走小学校にある夜間照明施設の使用時間を午後9時迄に制限し、周辺への配慮のため継続していきます。また、生涯学習施設において、照明のLED化を進めていきます。令和4年度は、総合体育館のアリーナの照明をLED化しました。					
③自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する	B	荒れた舗装道路の修繕・補修の実施	対象案件 全てに対応	対象案件 全てに対応	R5	100%	建設課
		③ 建設課職員が町道をパトロールし、随時穴埋めの応急対応をしています。直営で対応できない箇所は業者に依頼し修繕・補修を実施しています。					
④工場などの振動を適正に管理する	A	住民からの通報へ迅速に対応し原因者への指導	0 件／ 0 件	対象案件全てに指導	R5	—	くらし環境課
		④ 工場などからの振動の苦情があった場合に対応しています。 令和4年度は、振動に関する苦情はありませんでした。					
⑤ポイ捨て・不法投棄をなくす	A	不法投棄量の削減	3,920 kg	5,000 kg	R5	148.6 %	くらし環境課
		⑤ 不法投棄は減少傾向にありますが、さらなる削減を目指して目標値を 5,000kg としています。 基準値は、目標値の設定に用いた平成 29 年度時点の不法投棄量 7,220 kg としています。 達成率は（（実績値－基準値）／（目標値－基準値））×100＝増減の実績／増減の目標×100 で算定されます。 （（3,920 kg－7,220 kg）／（5,000 kg－7,220 kg））×100＝148.6%					
⑥有害化学物質を適正に管理する	A	農薬等の使用の削減	0 回	1 回／年	R5	0%	農林課
		⑥ 平成 29 年度までは、水質汚濁防止法有害物質貯蔵指定施設設置届が提出されている事業所を掲載してきましたが、今後は取り組みにある農薬等の使用の削減について、町民に啓発していきます。目標値は広報誌等での啓発回数としています。 令和4年度は実施しませんでした、引き続き啓発に努めます。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

3. 循環型の社会

3-1 モノの循環

(1) 施策対象分野	3-1-(1) 3Rをすすめる
(2) 現状	小山町の一般廃棄物排出量(家庭系と事業系を合わせたもの)は、平成 27 年度の富士山エコパーク焼却センター稼働時に指定ごみ袋を導入したことにより、3.4%削減されました。その後は、横ばいで推移しています。 令和 3 年度の 1 人一日当たりのごみ排出量は町 947 g、県 843 g、国 890 g であり、令和 5 年(2024 年)の町の目標である 890 g の達成は難しい状況にあります。

◇課題

(i) ごみの量の増加

町民一人あたりの排出量が多いことが課題です。原因としては、大量生産・大量消費社会となった現在、使い捨ての製品が増えてきていることなどが挙げられます。また、レジ袋や資源物を分別せずに可燃ごみとして出していることもごみを増やす一因です。一部の消費者や事業者の分別に対する意識が低いことが課題となっています。

(ii) 制度・社会構造の問題

事業系のごみが増えてきていることは、事業所自体が増加していることもありますが、ごみの減量の意識や分別を徹底するしくみが充分でないことも原因のひとつと考えられます。

(iii) リユース(再利用)するしくみ・商品がない

ビール瓶などリユースのしくみがすでにできあがっているものもありますが、多くのリユース可能なものは、どのようにリユースすればよいのか分からない場合が多くなっています。しくみがないことが、リユースが進まない原因の一つとなっています。また、リユースをしたくても、すぐに壊れたり、別の場面で利用できない製品が多くあります。リユースを進めやすい製品づくりが課題となっています。

なお、小山町では、平成 25 年 10 月 1 日から事業者の協力により古着のリユース事業を始めています。

(iv) 資源化・分別の問題

ごみの資源化を進めるためには、分別が必要不可欠です。しかしながら分別には手間がかかるため、取り組みの遅れが見られます。事業者も分別を行うよりは産業廃棄物として処理した方がコストがかからないという場合もあることから、なかなか取り組みが進んでいません。

小山町の燃えるごみのうち、重量的に大きな割合を占めるのは生ごみです。この生ごみ処理を行うことでごみ減量は大きく進みますが、現状では生ごみ処理の取り組みやしくみづくりが遅れています。

(v) 制度(取り組み)の遅れ

平成 13 年度に家庭で不要となったテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた家電リサイクル法が制定されました。全国の令和 2 年度の取引台数は約 16,020 千台で前年度より 8.4%増加しました。また、平成 25 年には小型家電リサイクル法が施行され、市町による回収が始められました。またリサイクルのための知識が広まっていないため、リサイクルされずに捨てられるものも少なくありません。

◇取り組み	
① 生ごみを減らす	ごみの量を減らすため、まずは身近なところから、生ごみを減らすことに努めます。買い物の工夫や生ごみ処理方法の検討などの取り組みを進めます。
② 販売店は過剰包装を減らす	販売店は過剰包装を減らすとともに、リユース・リサイクルできる商品、リサイクル原料を使った商品などに切り替えます。
③ 買い方・売り方を変える	ごみの量にはレジ袋や売り方の問題もあります。マイバック・マイかごの利用促進、量り売りの導入などを進めます。
④ 家庭からのごみ分別を徹底する	分別することにより量を減らすため、ガイドライン作成など普及啓発を進め、ごみの分別やしやすいい環境を整えていきます。
⑤ 事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む	事業系ごみを計画的に削減するため、その方法や処理に関する制度を検討します。
⑥ ごみの減量化	ごみの減量を目指し、ごみ処理にかかる費用の見直しなどを行います。
⑦ リユース製品の利用の促進	事業者間で規格を統一することでリユース可能になる製品は多くあると考えられます。そのような製品を選ぶ立場から開発する立場まで、協力してリユース可能な製品づくりを進めます。
⑧ 生ごみ資源化を進める	生ごみの資源化では堆肥化とバイオマスとしての利用があります。これらの取り組みを検討します。
⑨ 生ごみを生かした堆肥の利用	堆肥化では、堆肥を作るしくみとできた堆肥を利用するしくみが必要です。堆肥化とその利用面から取り組みを検討します。
⑩ エコ商品の利用	リサイクルできる商品やリサイクル原料を用いている商品利用を積極的に進めます。
⑪ 資源化のためのごみ分別を徹底する	ごみの資源化を進めるには、分別を進めることが大切です。分別方法をわかりやすくすることや事業系ごみの分別を積極的に進めます。また、ものを購入する場合にリサイクルされた製品を選ぶことも重要です。
⑫ 制度の見直し・普及啓発	町や事業所等でリサイクルされている事例を年次報告書等で情報公開します。
⑬ 3R（廃棄物の発生抑制「リデュース」、再利用「リユース」、再生利用「リサイクル」）を進める	3Rを推進していくため、町内の団体向けの勉強会を開催します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
①生ごみを減 らす	B	食品ロスの削減の周知	4回	4回／年	R5	100%	くらし 環境課
	① 生ごみを減らすには、食品ロスの削減が重要であることから、目標値を無線放送による広報等の回数として取り組んでいきます。 令和4年度は社会福祉協議会と共同でフードドライブ・パントリーをイベント形式で4回開催し、これに係る広報（無線・公式LINE等）を実施しました。						
②販売店は過 剰包装を減 らす	A	リユース・リサイクルできるトレイの使用等の働きかけ	0店舗	3店舗	R5	0%	くらし 環境課
	② 過剰包装を減らすには、リユース・リサイクルできるトレイの使用の働きかけが重要となるため、目標値をマックスバリュ小山店、Aコープ北郷店、ポテトの3店舗に設定して取り組んでいきます。 令和4年度は実施しませんでした、引き続き、働きかけていきます。						
③買い方・売り 方を変える	A	マイバッグ・マイかご利用の促進	3店舗	3店舗	R5	100%	くらし 環境課
	③ 目標値をマックスバリュ小山店、Aコープ北郷店、ポテトの3店舗に設定してマイバッグ・マイかご利用の促進を図ります。 容器包装リサイクル法の関係省令の改正により、令和2年7月1日から全国でプラスチック製レジ袋が有料化となりましたが、引き続きマイバッグ・マイかごの利用促進に取り組めます。						
④家庭からの ごみ分別を 徹底する	A	ごみ出し・分別の現況を把握し、 家庭ごみガイドブックの見直し	2回 累計	2回 累計	R5	100%	くらし 環境課
	④ 目標値をガイドブックの見直し回数としています。 現在までにガイドブックの見直しは、再資源化センターが稼働した平成29年に1回、これまでの不具合の訂正、回収日の変更等を含め、令和2年3月に1回の計2回行いました。						
⑤事業系ごみ の実態を把 握し減量・ 分別に取り 組む	B	エコアクション21取得事業者数	9者	10者	R5	90.0%	くらし 環境課
	⑤ 事業者エコアクション21に認証・登録してもらい、ごみの分別、減量を含めて環境負荷の低減に努めてもらうよう、目標値をR5までに10事業者として取り組んでいきます。						
⑥ごみの減量 化	A	一人一日当たりのごみ量の削減	928g	890g	R5	78.1%	くらし 環境課
	⑥ ごみの減量化が一目でわかる一人一日あたりのごみ量を具体目標とし、目標値を890gとしています。 基準値は、目標値の設定に用いた平成25年度時点のごみ量1,064gとしています。 達成率は（実績値－基準値）／（目標値－基準値）×100＝増減の実績／増減の目標×100で算定されます。 （（928g－1,064g）／（890g－1,064g））×100＝78.1%						

取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
⑦リユース 製品の利 用の促進	A	古着の回収量	61.0t	65t/ 年	R5	93.8 %	くらし 環境課
	⑦ 通常は可燃ごみとなる古着について拠点回収を行い、リユース製品の利用促進を図ります。 具体目標を古着の回収量として取り組みます。 目標値は、H27：63.6t、H28：55.8t、H29：61.4t、H30：60.3 t の実績から 65t と設定しました。						
⑧生ごみ資 源化を進 める	B	生ごみ処理方法の紹介	1 回	2 回/ 年	R5	50%	くらし 環境課
	⑧ 自宅で出来る生ごみの処理方法等を紹介し、リサイクルを推進します。 目標値を無線放送や講演会等で紹介する回数としました。 令和4年度は環境保全の日に生ごみの処理方法について放送を行いました。						
⑨生ごみを 生かした 堆肥の利 用	B	堆肥の利用状況の紹介	0 回	2 回/ 年	R5	0%	くらし 環境課
	⑨ 堆肥の様々な利用状況を紹介し、堆肥の利用者の増加に努めていきます。 目標値をホームページやイベント等で紹介する回数としました。 令和4年度は実施しませんでした、引き続き、紹介していきます。						
⑩エコ商品 の利用	A	グリーン購入法に基づく製品の 購入推進	36 品目	36 品目	R5	100%	総務課
	⑩ グリーン購入法に基づく製品を購入することは、環境負荷の低減にもつながるため、役場で使用する共通物品は、グリーン購入法に基づく製品を原則購入していきます。 中間見直し時に目標値を 36 品目に修正しました。						
⑪資源化の ためのご み分別を 徹底する	A	分別方法を分かりやすく新ガイ ドブックや広報で啓発	0 回	2 回/ 年	R5	0%	くらし 環境課
	⑪ 家庭ごみガイドブック（R2 年度改訂版）や「広報おやま」に分別方法を記載し啓発していきます。 令和4年度は広報紙への掲載はしていませんが町公式 LINE でいつでも分別について検索できるサービスを展開しています。						
⑫制度の見 直し・普 及啓発	A	リサイクルされている事例を年 次報告書等で情報公開	1 回	1 回/ 年	R5	100%	くらし 環境課
	⑫ ガイドブックは毎年発行しないことから、毎年公表する年次報告書等で情報公開します。						
⑬3Rを進 める	A	3R の勉強会の実施	2 回	4 回/ 年	R5	50%	くらし 環境課
	⑬ 視察や勉強会の実施が 3R を進めるうえで重要であるため、具体目標を 3R の勉強会の実施として取り組みます。 令和2年度から勉強会としてアースキッズチャレンジを実施しており、令和4年度は2校で3R の重要性について勉強会を行いました。						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

3-2 エネルギーの有効利用

(1) 施策対象分野	3-2-(1) 省エネルギー
(2) 現状	
私たちが普段使っている電気・ガスなどのエネルギー源は、その大半が石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料であり、ほとんどを外国からの輸入に頼っています。 石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、地球が長い年月をかけて地圧・地熱等によりつくり出したものであり、その量には限りがあります。また、化石燃料の燃焼より、地球温暖化の原因である二酸化炭素が発生します。 化石燃料の使用による二酸化炭素の発生は、気候変動に大きく影響し、異常気象の原因にもなっています。地球規模の課題に対し、私たちも真剣に取り組んでいく必要があります。	

◇課題	◇取り組み
(i) 省エネルギーの対策や取り組みの遅れ	① 省エネの対策を進める 省エネルギーの取り組みを、よりいっそう進めます。
	② 省エネ生活の工夫を集める、広める 具体的にどのような取り組みを進めたらよいのかを分かりやすくするため、省エネルギー生活の工夫、効果を集め、広めます。

(3) 取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 省エネの対策を進める	A	公共施設から排出されるCO ₂ の削減	2,541 t	2,156 t	R7	△42.1%	くらし環境課
		① 目標値は、第5次小山町地球温暖化地策実行計画に定める2,156 tとしています。 基準値は、目標値の設定に用いた令和2年度時点のCO ₂ 排出量2,270 tとしています。 達成率は $(\text{実績値} - \text{基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100 = \text{増減の実績} / \text{増減の目標} \times 100$ で算定されます。 $(2,541\text{ t} - 2,270\text{ t}) / (2,156\text{ t} - 2,270\text{ t}) \times 100 = \Delta 42.1\%$					
② 省エネ生活の工夫を集める、広める	A	省エネモデルとして、小中学校省エネ機器・設備・建築の率先導入（普通教室へLED照明）	0校 累計：2校	8校	R5	25.0%	学校教育課
		② LED照明などの省エネ機器の導入に努め、省エネ生活の推進に努めます。令和4年度は老朽化した照明を随時LED化しました。 なお、令和5・6年度の北郷小学校の長寿命化改良工事に伴い、北郷小学校の省エネ機器・設備・建築への改修工事を進めます。また、令和5年度において小山中学校及び明倫小学校の体育館照明のLED化を実施します。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

※公共施設から排出される二酸化炭素は、同じ条件で調査していないため、参考値になります。

(1)施策対象分野	3-2-(2)エネルギーの地産地消
(2)現状	
私たちが普段使っているエネルギー源は、そのほとんどを外国からの輸入に頼っています。しかし、私たちの地域にエネルギー源がないというわけではありません。河川や水路を流れる水、太陽、風など、利用できるエネルギー源はいくつもありますが、大規模な利用には至っていません。 なお、小山町では住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置に対する助成を行っています。制度は平成22年度からはじまり、令和3年度までに太陽光発電は308件、太陽熱利用は57件の助成を行っています。また、公共施設では須走小学校が太陽光発電システムを導入しています。 また、小山町では、メガソーラーを誘致し、町内で再生可能エネルギーを生産をしています。発電能力は16.4MWです。 近年は、気候変動による環境への影響が顕著になっており、二酸化炭素の削減が重要な課題となっており、再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。	

◇課題	◇取り組み
(i)エネルギーの自給率の低さ (ii)地域のエネルギー資源の活用と取り組みの遅れ	① エネルギーについて知る 私たちが暮らしの中でどのくらいのエネルギーを使っているのか、そのエネルギーはどこから来るのかを知る必要があります。
	② エネルギーの地産地消を進める エネルギーを地域で生産するための取り組みとして、太陽光（メガソーラー）、小水力発電などの導入可能性を探り、小山町で得られるエネルギーの開発と利用を進めます。
	③ 地域のエネルギー資源の導入を推進 町民・事業者が自宅・事業所で太陽光などの地域のエネルギーを利用できるよう、導入への支援を行います。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①エネルギーについて知る	A	エネルギーの地産地消の取り組み紹介（小学4年生）	5校	5校	R5	100%	707イ推進課
		① 平成29年に太陽光発電所が完成して以降、毎年10月に地権者協議会と町が主催する町内の小学4年生を対象とした環境学習を、事業者協力のもと実施しており、再生可能エネルギーへの理解を深めています。 令和4年度は、10月4日・7日に町内の小学4年生141人を対象に実施しました。					
②エネルギーの地産地消を進める	A	太陽光発電・太陽熱利用システム設置補助金制度の支援	31件	35件／年	R5	88.6%	くらし環境課
		② 個人住宅の太陽光発電システム、太陽熱利用システムの設置者に補助金を交付し、再生可能エネルギー利用の地産地消の促進を図ります。 令和4年度は、太陽光発電システム29件、太陽熱利用システム2件、合計31件の助成を行いました。					

取り組み	取組 時期	具体目標	R4 実績	目標値	目標 年次	達成率	担当課
③地域のエネルギー資源の導入を推進	A	メガソーラーと木質バイオマスによる発電量	1,801.9 万 kWh/年	1,795 万 kWh/年	R5	100.3%	7027イ 推進課
③ 湯船原に面積 27ha、出力 16,489 kW の太陽光発電所が平成 29 年に完成しました。また、湯船原の林業エリアに出力 165kW の木質バイオマス発電所が平成 30 年 9 月に完成しました。今後は、施設の安定的な稼働に努めるとともに、発電された電力を地域で活用できるよう、地域新電会社の設立に向けた取り組みを推進します。 目標値は、メガソーラー（1,677 万 kWh/年）と木質バイオマス（118 万 kWh/年）の年間予想発電電力量です。 令和 4 年度実績 メガソーラー：1,553 万 9,000kWh/年 木質バイオマス発電所：1 万 2,000kWh/年（太陽光パネルのみ） なお、太陽光発電所等が稼働したことにより、化石燃料による発電に比べ、二酸化炭素の発生量を抑制でき、地球温暖化防止につながります。 ※木質バイオマス発電所について 令和 2 年 7 月 4 日に発電所から出火し、機能を損傷したため現在稼働停止しておりますが、令和 4 年 1 月に復旧工事が完了し、暫定再稼働を始めました。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね 3 年を目処に着手 C：概ね 5 年を目処に着手 D：5 年を超えるもの

4. 自ら学び・考え・行動する町民

4-1 環境学習の推進

(1)施策対象分野	4-1-(1)さまざまな世代の環境学習のしくみづくり
(2)現状	
学校や地域などで環境について学ぶさまざまな取り組みが行われています。しかしながら、取り組みへの参加は一部の方に限られているのが現状です。このため、より多くの人たちの参加が得られるよう取り組んでいく必要があります。 こども園・学校などにおける子供たちの学習への支援に加え、大人も対象とした生涯学習を支援することで、環境について学ぶ機会を広げていく必要があります。	

◇課題	◇取り組み
(ⅰ)環境について学ぶ機会や、環境についての情報の不足	① こども園・学校での環境学習 資源回収、グラウンドの芝生化、野菜・米などの農作業実習などの環境学習を推進します。
	② 生涯学習としての環境学習 大人世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、環境学習をすすめる人材の育成を図ります。
	③ 環境情報の収集と提供 身近な暮らしの中での環境をより良くするための知恵を収集するなど、環境に関わるさまざまな情報を収集し、広く提供します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①こども園・学校での環境学習	A	野外教育・保育のできる施設整備、グラウンドの芝生化	0園 累計:3園	4園	R5	75.0%	こども未来課
		① 公立こども園全園で取り組んでいきます。 グラウンド芝生化実施済こども園：するがおやまこども園・すがぬまこども園・きたごうこども園					
②生涯学習としての環境学習	A	町内の企業の環境に対する取り組みを集め、情報を公開	1社	2社	R5	50.0%	くらし環境課
		② 町内企業の環境に対する取り組みを紹介し、他の企業の取り組みの広がりの推進に努めます。 目標値は、取り組みを紹介する企業数としています。 令和4年度は環境衛生大会にて㈱日立ハイテク富士小山事業の環境に関する活動について講演をしていただきました。					
③環境情報の収集と提供	A	環境保全の日に環境情報発信	12回	12回／年	R5	100%	くらし環境課
		③ H29から毎月5日が環境保全の日に制定されたため、この日に町民へ環境に関する無線放送による情報発信を行っています。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1)施策対象分野	4-1-(2)自然にふれる・体験する・学ぶ
(2)現状	
都市型の生活が浸透するとともに、自然とふれあう機会が減っています。特に子供たちは、昔は自然の中で育まれてきましたが、現在では意識して自然にふれあう機会をつくらなければ、自然のすばらしさを知らずに大人になります。自然とふれあう体験の中から、環境に対する配慮の心も芽生えてきます。	

◇課題	◇取り組み
(i)自然とふれあう機会の不足	① 自然とのふれあい 町民が自然とふれあう機会を創出します。
(ii)自然に対する知識の不足	② イベント・プログラムの実施と参加 行政はイベントなどの企画により、自然とふれあうための機会を提供します。また、そのための場の整備、指導者などの人材の育成も促進します。

(3)取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
①自然とのふれあい	A	町民を対象としたふれあい講座を開催	1回	1回	R5	100%	生涯学習課
		① 具体目標は、町民を対象としたふれあい講座の開催としています。 生涯学習フェスティバルにおいて、NPO 法人土に還る木森づくりの会を講師に招き、間伐材を使用した木工講座を開講し、町民が自然を通じた学習ができる機会を創出します。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を万全に講じた上で実施しました。					
②イベント・プログラムの実施と参加	A	年間を通じて、普及啓発・環境学習に貢献するイベント・プログラムの開催（回/年）	2回	2回/年	R5	100%	くらし環境課
		② 静岡県地球温暖化防止活動推進センターが実施する小学校高学年向けの環境教育プログラム（ふじのくに COOL チャレンジ KIDS 事業）を明倫・足柄小学校の2クラスで実施しました。					

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるも

4-2 地域主体の環境保全活動

(1) 施策対象分野	4-2-(1) 地域主体の環境保全活動
(2) 現状と課題	
町内の各地域においては、さまざまな組織や団体により環境保全のための取り組みが進められています。生活に密着した基盤での活動は、地域の環境(自然環境や生活環境)をより良くする基本的な取り組みともいえます。	

◇課題	◇取り組み
(i) 各地域の多種多様な組織や団体の連携不足	① 団体活動・地域活動での環境保全活動 町民が地域の活動に積極的に参加していく雰囲気をつくります。また、未来を担う子供たちを健全に育成する環境を整えていきます。
	② 環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり 環境保全に係わる団体、事業者が連携して活動できるよう、各組織・団体などのネットワークを構築し、連携と協働のしくみを構築します。

(3) 取り組み内容							
取り組み	取組時期	具体目標	R4実績	目標値	目標年次	達成率	担当課
① 団体活動・地域活動での環境保全活動	A	富士山一斉清掃の参加人数	105人	500人	R5	21%	観光交流課
	① 令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3つの登山口で共通認識のもと参加団体、参加人数の制限を行って富士山一斉清掃を実施しました。						
環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり	A	環境保全活動に対する表彰規程に基づき個人等を表彰する	0人・3団体	1人(団体)/年	R5	300%	くらし環境課
	② 平成30年度に小山町環境衛生自治推進協議会環境保全活動等表彰に関する実施要領を制定し、令和元年度から環境保全活動に努めた個人、団体、学校、企業を表彰しています。 令和4年度は地域における清掃活動により環境美化に貢献した3団体を表彰しました。						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの